

度と云ひ、高利貸制度と云ひ、此點に於ては孰れも公益を裨補せざりければなり。公債の畫一至りては疑ひもなく望ましき事にして大公債證券は小公債證券よりも一層高價を制すると共に利率の單一なる場合に於ては混亂錯綜を醸生するの要少なし。然りと雖も償還の時に於て支拂ふべき元金の高を増加しても此利益を求めんとするは決して割合の宜しきを得たるものと謂ふべからず。彼の英國公債の信用が最低點に落ち、三分利付公債が僅かに四十七磅の市價を保有するに過ぎざりし。一千七百九十七年に於て平價にて公債を募集せんとすれば固とより九分若くは一割若くは三十分の利子を付せざるを得ざりしならん。雖も爾來信用の恢復を來たすに於ては此後償還の時に於ては之れを大に低減するを得償却に充つべき元金も半額以下にて充分なりしや蓋し疑なけん。額面上の元金を不當に増加するの制度は佛國に於て大に使用されたるが佛國の此事に出たるは英國に於るよりも其の理由に乏しく且償却すべき元金の高とて層増加せしめたるの悪結果を有せり。之れを要するに此制度を用ふるも不可なきは獨り低利を以て平價以下にて發行する公債を甚だ利とする場合なるか然ら

ずんば他の方法を以て借債するの到屬望みなき場合のみとす。

第六節 更らに二種の公債の效に考察せざるべからざるものあり。一は即ち流動公債にして一は即ち不換紙幣なり。此二者は前に記載せる諸種の公債と全く其の性質を異にす。顧ふに流動公債は公債中恐らく最も古き種類に屬し、且つ最も自然に發生を來たせるものなり。今夫れ財政の如き一大事務を處理するに當りては勤勞若くは物品に對する支拂を直ちに爲し得ざる場合往々生ぜざるを得ざると共に又財政年度内の或時期に於て支出の收入に超過すること時に之れなきを得ず。既に之れありとすれば所要物を供給せる所の人々に對して一時其の支拂を延期するか若くは他の人々より資金を借入るゝは必然避くべからざるの業たり。右孰れの途に出づるとするも茲に一時公債即ち流動公債の發生を促がまざるべからざるは即ち一なり。又近代の國家は自ら諸般の營業に従事すると共に地方行政に對しては資金の貸主たる地位に立つが故に、一方の資産と相對して他方に多額の負債を有するは必然の常勢ならん。左れば若し豫算の不

進して忽ち非常の巨額に上るは各國の既に屢々實踐せる所なり。而して國の信用に缺乏を來たせば勢ひ政府を驅りて其の流動公債を増加せしむるや明かなり。蓋し流動公債のものたる普通の公債に比すれば人民の注意を引くこと甚だ少なきものなればなり。普ねく各國を通觀するに戦争、若くは他の特別の難件は即ち此種の公債の一時の膨脹を促がす原因たること多きが如し。

流動公債は成るべく狹隘の範圍内に限るを要す。これ財政上の一般の原則として毫も疑ひを容るゝを許さず。抑普通の行政事務費は其の年度内に支辨し盡くして負擔を後世に残さしむるを得、否や物品税に對する收入の増加に由りて更らに短少の時日内に支辨し得るを常とす。彼の貯蓄銀行に關する特種の負債の如き、將た地方行政に對する貸金の如きは別途の計算として之れを取扱ひ得るのみならず、後者の如きは確定公債の中に組み入るゝも敢て差支へなし。之れを要するに流動公債の増加するは如何に善視するも國債の整理宜しきを得ざるの明證たり。固より多額の流動公債を確定公債に變換するは常に必ずしも利なるに非ずして之れに少許の積蓄を興ふる所なかるべからずと雖も、此事たるや未

だ以て一般の原則を毫も動かすに足らざるを奈何せん。

其の性質不確なることは即ち流動公債の大弊にして突然支拂の請求を受くるの恐れあることは恰も擔保として供すべき物件に有せざる銀行家の地位に在るに似たり。而して此請求を受くると最も甚だしきは商業界不振の時期に在り。

流動公債を不當に増加せる實例中には内亂後の米國、佛蘭西戦争後に於ける英國、並に現時の佛國の地位を舉示するを得。而して佛蘭西戦争後に於ける英國の流動公債の如きに至りては實に六千万磅以上の巨額に上りたりき。英米の二國は共に流動公債を確定公債となすの方法を探りて夙々に其の状態を救済せるが、之れと同一の方針を探るは佛國に於ても亦疑ひもなく策の宜しきを得たるものなり。凡そ流動公債は須らく確定公債に對する一年の利子以上に超過せざるを要すと云ふは恐らく原則として守るに足るべきものなり。然れども若し確定公債にして甚だ少額なる時に於ては此原則を適用すること能はざるが故に、斯かる場合に於ては流動公債は歳入の四分の一以上に超過するを許さずとの原則を探りて右の原則に代ふるに至當とす。

第七節

あひこ

不換紙幣の發行と其の經濟上并に社會上に及ぼす影響とは經濟學及び金融問題を論ずる所の著書に於て既に洩らす所なく考究せられたり。本書は斯かる問題を討究するの餘地を存せず。唯茲に少しく論究せんとするは即ち強迫紙幣を財政上の一方法として使用せる場合に外ならず。今夫れ一國にして紙幣を流通硬貨に代用し之れを以て法貨となすの方法を採らんか國家は流通硬貨其の者を利用し得るに至るべし。換言すれば金銀貨流通總高に達するまでの公債を無利息にて起すを得べし。宜べなり不換紙幣の發行が財政困難なる政府を引着する非常の魔力を有するや。而して此便法を使用せる實例は殆んど枚舉するに迫りらず。諸小國は固より言を俟たず彼の英佛米澳露伊の諸大國の如きも亦此便法を用ゐて一時の利益を收めたり。然りと雖も其の究極の結果に至りては極めて望しからずして増發に陥るは到底避くべからざるの勢なり。是れ即ち不換紙幣にして永く其の額面上の價格を維持せるもの一として是れなき所以なり。不換紙幣に殆んど避くべからざる此下落は勢ひ價格の標準を擾亂し物價の騰貴を促がす。又不換紙幣を極度まで發行するときは國家の信用爲めに全

く地を拂ふに至るは勿論後日正金支拂制度に復歸するを大に難からしむ。之れを要するに不換紙幣の發行に因りて利する所のものは其の國に於ける正貨流通額と正金準備額と同額の貨幣に對する利息に過ぎず。而かも此利息たるや收入總額に比すれば決して多額に上るものに非ず。然るに他方に於ては又不換紙幣の増發は債權者社會に對しては一種の重税と異ならず政府は又下落紙幣を以て上納せらるゝが爲め必ずや其の租稅收入を減殺せらるべし。且つ又不換紙幣にして苟くも其の額面上の價格にて償却せられざるに於ては之れが所有者は爲めに非常の損害を蒙むるべく左ればとて額面上の價格にて償却するに於ては國家の損失甚だしかるべし。

戰爭の破裂は殆んど孰れの場合に於ても不換紙幣の發行を促がすべしと云へるルロア、ポリニウ氏の見解は之れを證する實例甚だ多しと雖も此事たるや不換紙幣を有害無益なりとする余輩の確信を少しも動かすに足らず。外債制度の近代著るしく發達を來たせるは必要に従ひ幾方の公債にても容易に借り入れ得るに至らしめ又此借入も租稅により徵收する額を甚だしく超過を要せざるとは余輩

の既に論じたるが如し。之れを要するに不換紙幣制度は稍、賤しむべき利益を得せしめざるにあらざると雖も、概して多費にして危険に且つ、不公平なる一種の強迫公債なりと謂ふべし。

余輩は公債募集法に付て更らに深く攻究を及ぼし記名法利札法及び其の他の方法の利害得失を論ぜんとするに切なるも財政の原理を主とする本書に於ては茲に之れを詳論するの餘白なきを奈何せん。之を要するに金融市場實際の制度に一致せしむるは即ち違見なる財政家の目的とすべき所にして、苟くも違見なる財政家たる以上は凡ゆる便法を採擇して以て公債證券をして可成容易に流通せしめ、且つ可成確實のものとなさんと勉むるは蓋し必然の理数なりとす。

第七章 公債の償還及借換

(第一節) 公債を速かに償還するの望ましきこと。(第二節) 償還の手續に於て考ふべき條件。(第三節) 償還は總て收入の剩餘より爲さるべからず。(第四節) 償還基金制度と其の缺點。(第五節) 公債償還の必要。(第六節) 借換法。(第七節) 財産課税の收入のみを以てする償還法。(第八節) 公債の自然の減却。(第九節) 償還に關し内國債と外國債の間に果して區別あるや。

直ヤナル償還
手続ヲ要ス

第一節

既に公債なるものは獨り財政大困難の場合に租税力の減縮を防がんが爲めにのみ募集すべきものなりとなし、又既に公債にして存在する限りは國家の財政力を毀損する一種の妨礙物として働くものなりとせば其の當然の結果として之れを急速に償還することの極めて望ましき業なるを知るに足らん。彼の租税を以て公債に優れりとするの理由は又租税を起して現存公債を償還するの政策を辯護するの理由となすに足る。苟くも公債にして資本より來る以上は收入より徴收する所の租税を以て之れが償還を行なふは事蓋し前に生産業より取り上げし富を経済上の蓄用途に復せしむるの道なり。而して富が公債所有者の手に歸へるも一國の經濟力を減殺するの要少しも之れあるなし。何んとなれば彼れ所有主は之れを死蔵するより生ずる所得の損失を免かれんが爲め必ずや之れに對して或生産的の用途を見出だすべければなり。由是觀之公債の償還は取りも直さず國民の資本を増加するの一方方法なり。但し償還の目的を以て徴收

金制度の作用を止むるが如きは如何にするも一定確固たる政策と相容れざるものにして、而かも後世に悪例を残すものと謂ふべし。若し夫れ斯かる所業に至當とする場合は経費の増加が経費總轄に比し頗る巨額なる場合ならざるべからず。公債の償還は又租税の状況に因りて影響を蒙らざるべからず。今夫れ不便宜にして且つ苛酷なる租税の徴收さるゝ場合に於ては終局は公債の償還を實行する心算を有するも、商工業をして之れが負擔を免かれしめ、而して此改良による収入力の増加に依頼して之れが償補を謀ること得策たりと言ひ得べし。有害の租税を廢止するが利なるか、將た之れを存して公債償還の資に充つること宜しきやの點に關しては往々考慮を煩はさるべからざるものありて一概に之れを判定するを許さずと雖も、概して之れを云へば償還を可とするの議論は勢力を有するが如し。顧よに有益の租税有害の租税との間には之れを區別すべき截然たる劃線之れあるなく、租税と云へば孰れも既に有害のものにして一朝重課さるゝときは壓虐的不生産的のものとなる。左れば若し余輩にして必要なる租税の有害なる故を以て公債の償還を躊躇するとせんか、之れが爲め一層有害なる租税を後世

償還は總て
収入の
剩餘に
充つべき
真正の
償却基金
なり

に要することを記憶せざるべからず。例へば茲に余輩をして其の比較的善良の順序に於てA B C D E Fと排列せらるべき諸税ありと假定せしめよ。此場合に於て公債の償還を棄て、Fなる最悪の租税を廢止せりとすれば果して如何、其の結果は必ずやDよりも一層有害なりと假定せるEの存立の期を延長せしむるに相違なし。之れに反して公債にして消滅すれば之れが償還資金に充てたる租税は又勢ひ消滅を來たすべし。例を實際の場合に取りて之れを論ぜんか、現時國債の償却に充てたる六百万磅の租税は疑ひもなく英國歳入中の最悪なる部分を表示するに相違なきも、若し果して此償還にして完成を告ぐるに於ては二千五百万磅の巨額に上る重税を勢ひ廢止するを得べし。

第三節

夫れ公債の償還は總て収入の剩餘を以て之を爲さるべからず。ハミルトン曰く「歳入の剩餘は獨り公債の償還に充つべき真正の償却基金なり」と。眞に然り、彼の高價なる官有財産の如きは固より之れを賣却して公債の償却に先づるを得ざるにあらずと雖も、之れを賣却すれば之れより生む來るべき收入を全く犠牲に供せざるべからざるを奈何せん。公債の場合に於ても私債の場合

合に於ても償却は収入の剩餘金を以てするの外他に途なく、一個人たると國家たるとを問はず収入をして支出に超過せしむるは獨り其の公債を償却し得る所以の一方方法なり。是れ即ち財政制度の整頓せる邦國に於て各年の剩餘金を擧げて此目的に投入する所以なるが、苟くも其の剩餘金を絶へず斯くの如き目的に使用するに於ては公債完済の日期して持つべきなり。

以上の單純明白なる事實は一般の賛同を得ざるなき筈なるに世人動もすれば信用の現象に關して其の真相を誤解する著るしき傾向を現はせり。殊に財政に關して然りとす。彼の償還基金論の如きは徹頭徹尾此傾向の例證たり。即ち元來を云へば償還基金なるものは單に公債の償還に充てたる或部分の歳入の剩餘に過ぎずして歳出に對する歳入の超過を以て其の財源となせるものなり。

然るに幾何ならざるに該基金は財政機關の一部たる地位を去りて忽ち純然たる一個獨立のものとなり、恰かも特別の存在を維持するものゝ如く取扱はれ、之れを担保として更らに新公債を起すが如き狀勢を馴致し右手を以て以て借り左手を以て償却するが如き奇觀を屢々演出するに至りたりき。

然るにプライスの唱道せる議論は更に此制度に一進歩を來さしめたり。氏は複利の結果の大なるに留意し、利子の上に利子を加ふる時は僅かの元金と雖も二三世紀を経ざるに無量の金額に達すべきを説き、更らに進みて此原理を公債の償却に適用するに於ては速かに之れが償還を遂げ得べく、只要する所は當初一志の金額を元金として投ずるにあり。此元金は年々之に利子を放下するに依りて自ら増加を來たし、終には公債總額と同額に達するに至るべしと論じたり。且又新公債に對しても一々之に相當の基金を備ふれば該基金は利子の上に利子を生じて次第に増加を來たすべきが故に、容易に之れが償還を行なふを得るに至るべしと説けり。

此異常なる理論はピットの設置に係る一千七百八十六年の「償還基金」となりて實際に應用せられたり。今此制度の組織を見るに一の特別委員會を設け、之れに交附するに年々百万磅の資金を以てし、公債證券の買収に當らしめ、此買収せる公債證券は之れを棄却せずして之を其の儲蓄積することゝなし、其の利子は、之れを新買収費に充て百万磅の元金が四百萬磅に達するに至りて之れが買収を止むべし

と規定せり。一千七百九十二年に至り更に其の元金を増加し該年の剰餘金四十万磅の外更に年々二十万磅を増加すべしと規定し、且つ將來の公債は總て百分の一の償還基金を備ふべしに之れを以て償還を了せりと規定せり。然るに戦時の大困難は此規定を嚴守するを許さずして種々の改正を之れに施せるにも拘はらず、償還基金を以て其自身富を湧出する一箇獨立の富源と認むる根本上の誤解は尙ほ且つ之れを脱却するに至らざりき。この誤解よりして借入と償還とを同時に行ひ、然も之を以て公信用を維持するの道なると想像したり。然れどもこれ只實際に於て會計上に非常の紛雜を惹起し、徒らに其の管理費を増加したるに過ぎざりき。一方に於て償還基金の爲めに公債證券を買入れ他方に於て(悉らく)低價にて新公債を發行するは即ちそれだけ國家に損失を加ふるを意味するものなり。今之れを差引計算すれば償還基金法の使用によりて惹起せられたる年々の負擔額は一千七百九十四年乃至一千八百十六年間に於て平均五十五万磅以上に上れるを見る。

斯くの如く其の道を誤まれるの政策は彼のハミルトン并にリカードの適切なる

論議の下に焉んぞ之れを維持するを得ん。是に於て剰餘金を以て償還基金と認むるの眞原則は一千八百十九年に於て始めて認めらるゝ所となり、年々五百万磅の眞の剰餘金を公債の償却に充つべしと規定さるゝに至れり。然りと雖も此方針は財政の困難に基づき充分之れを維持すること能はず。而して一千八百二十九年に至り精密なる調査を施こしたる後終に償還基金の獨立の制度たるを廢し従來其の保蔵せる公債證券は之れを棄却することとなせり。

以上の事實を以て之を觀れば償還基金は只收入の剰餘に基く場合に於てのみ有効なるが故に制度其れ自身の有効なるを欲するは全く空想に基けるものなるや明かなり。此制度の利益を擧ぐれば大藏大臣を強制して所要の資金を供給せしむるの一事に在るも、其の作用に至りては隱微にして公衆の窺ひ知る所にあらざるが故に時に或は突りに納税の苦を訴ふるもの、續出する恐れなきを得ず。其の結果は實際剩餘を多く見積り(確かに要求さるべき)收入の減却に對する豫防となすに在りき。夫れ然り、該制度には以上の如き一利益あり。然りと雖も此利益は以て之れに伴ふ過分の失費を補ふに足らず。况んや此利益は新公債の發

行に因りて忽ち一掃せらるゝの恐れあるを常とするに於てをや。

第四節 近代の償還法は皆悉く剰餘金を以て償還の資となすの必要を認めたりと共に償還の爲めに豫しめ別途金を備へ、以て償還基金の鞏固を計らんと勉めざるはなし。これ實に公債の償却に年々別途金を投入する、英國新償還基金にも又有期年金にも將た佛國に現存する有期公債にも等しく共通なる觀念なり。此等の制度の下には總て償還の目的に備ふる別途の收入あるが故に之れを嚴守して以て妄りに新公債の發行に利用するが如きことなければ容易に其の負債を償却し盡すを得ん。

公債償還の途に横はる重なる困難は納税者の大多數が此目的を達するに必要なる方策の採用注意を缺き又は全く之れを厭忌することになり。即ち彼の多額の剰餘金を擧げて明々地に公債償還資金に充用するが如き眞率單純の政策は彼等の敢て賛成を表せざる所なり。是に於てか寧ろ複雑なる財政上の規定を設けて其の手續の實相を粉飾するにあらずんば彼等の賛成を得ること難くして剰餘金は忽ち別途の支出に充てらるゝか、然らずんば租稅輕減の爲めに使費せらるべし。

し。一千八百十九年以來の英國公債は全く之れが爲めに若しめられたるが、又彼の一千八百六十六年後の米國公債の如きも若し非常の好運に際會するとなかりしならば決して彼れが如き莫大の償還を見ることを得ざりしに相違なし。

夫れ然りと雖も公債の償還は早晚之を爲さざるべからざるが故に若し經費の輕き平時に於て剰餘金を積立つるを爲さず、然も不慮の時變起れば忽ち公債に依頼するを事とするが如きあらば前に引用せるハミルトンの言の如く公債は次第に累積して終に國民の負擔に耐へ得ざるの巨額に達するや必せり。されば此點に注意して公債の償還に努むるは現在及將來に於る一國繁榮の策を運らすべき財政官の當に盡すべき義務なりと謂はざるべからず。若し夫れ此目的に租稅を充用するの程度と其の採擇すべき規定とは時と所を異にするに従ひて勢ひ異ならざるを得ずと雖も其の一般の原理に至りては何れの時何れの所を問はず總て一なりと謂はざるべからず。

茲に又公債の償還に伴ふ利益にして須らく注意せざるべからざるもの一あり。即ち公債の償還は總て國家の信用を高め將來借入るべき公債の基礎を強固なら

借換法

しむるの傾きあること是れなり。彼の架空的の償還基金の如きは國とより毫も公債券の價格を騰貴せしむるの力なきも實際の剩餘金を基本となす真正の償還基金に至りては全く之れを騰貴せしむるの力あり。例へば最近三十年間に償却せる英國公債が高價を維持せる所以のものは市場に存在せる公債券次第に其の高を減せること之れが一因ならずんばならず。左れば公債にして平價以下に在る場合に於ては時價を以て買ひ上げて之れを償還すれば忽ち其の價格を平價に騰貴せしめ之れが借換を行なふこと易々たるに至るべし。

第五節

何をか世の所謂借換法と云ふや。曰く能なし、或利率の公債證券をば更らに低率のものに變更轉換すると即ち是れなり。余輩は英國に於ても佛國に於ても將た米國に於ても上は一千七百十六年の借換より下は一千八百八十八年の借換に至るまで歴々此方法を使用せるの實例を見る。借換の原理は甚だ單純なるものにして私債、公債孰れにも適て籍まるべきものなり。例へば茲に其の所有地を抵當として五分利付にて私債を起せる地主ありとせん、彼れ若し四分の利にて他より同額の金員を借り入れ得るに於ては必ずや抵當債權者に對し

て五分の利を四分に引き下ぐるに非らざれば元金を償却すべきことを申込むべし。實に貸付資本なるものは他の物價と等しく動ひ低價にて求めらるゝを常とするものにして、而かも借換は此一般の傾向の一例に外ならず。余輩は更らに一步を進めて左の如く云はんとす。曰く、茲に借換策を實行し得べき場合ありとすれば最も有利の條款を以て之れを實行するは大藏大臣の當然負ふべき職責なりと。夫れ然り、然りと雖も此議論は公債證券所有者の賛成を博することを得ざるは勿論、彼等にして多數なる場合に於ては却つて激烈なる反對を受くるの恐れなきを得ず。

借換法を有効に實行し得べき場合は獨り公債證券が平價以上に上り居る場合に限るが故に公債用の強固なることは借換に缺くべからざる最優先條件なり。即ち利子の正確なる支拂、公債償還に對する相當の準備將た慎重なる行政、此等のものは總て借換に援助を與ふるを常とす。若し夫れ公債の當初の利率にして高ければ高き程、借換法を行なふの餘地益、廣大なり。是れ即ち余輩が前に實際借入れたる金額よりも額面上の元金を大にし低利にて發行する所の公債を大に非とし

たる所以なり。

明白なる一般の原則にして本問に能く適て符まる所のもの數種あり。左に之れを列舉せんに、第一、公債の元金は成るべく増加せざるを要す。之れを増加すれば將來の負債を重くするの恐れあり。英國の借換は多くは此誤りを免かれたり。雖も一千八百八十三年に於て額面百磅三分利付の公債を額面百八磅二分半利付の公債に借換へたるは此誤りに陥れるの疑ひなき能はず。佛國の借換券に一千八百六十二年の借換の如きは全く此誤りに陥れるものなり。第二、借換法は成るべく簡明を主とし徒らに複雑なる條項を設けて之れが了解に苦しましむるが如きことなきを要す。左れば單に利率を下げ或時期の間再び借換を行はざるを誓約するに止むるは概して其善の策と謂ふべし。蓋し公債證書所有者なるものは其の衷心に於ては如何なる借換法をも承諾するを好まざるものにして唯之れを承諾する所以のものに之れを承諾せざれば元金の償還に達して忽ち之れが處分に究するの恐れあればなり。是れ即ち申込簡明なれば簡明なる程承諾を得るの望益、大なる所以なり。第三、借換の時期を選ぶことは頗る肝要にして世間の景

況恢復期の始めを以て最も適當の時期となす。

右の時期に於ては貸附資本頗る夥多に利率又從つて低きか故に成功の望み最も大なり。第四、借換法を用ゐて諸種の公債を統一するは國家の利益にして之れを巧みに成功せるの例は英國に於て其の數乏しからず。然りと雖も利率同じきも其の條款を異にする所の公債を互に分離するは肝要の事たるべきを以て此の考察は過度に之れを行なふを許さず。要之借換法を適用すべきは如何なる場合に於ても高き利息を負擔する所の公債のみに限るべし。借換に由りて利せる資金は租税の輕減又は公債の償還孰れの途にも之れを使用し得べしと雖も孰れかと云へば公債の償還に充用すること優れるが如し。蓋し公債整理せるより生じたる所の利得は公債其の者の爲めに利用するを以て至當となすが故に苟くも非常の場合にあらざる以上は須らく之れが償還に使用するを勉めざるべからず。

第六節

公債償還法種々ある中に最も大に世の貧賤を博せる所のものは財産の所有者をして之れが償還の責に當らしめんとするもの即ち是れなり。ソカ

「F」言て云へるあり。曰く「一國の健全を計らんと欲せば其の財産の或部分を犠牲に供して公債の償還を行ひ、依りて以て早く其の負擔を免かれしむるに如かず」と。ミルの如きも亦此方法を以て「若し實行し得べくんば最善最良他に比すべきものなかるべし」と論ぜり。夫れ然りと雖も此方法は極めて激烈なる抗難を免れず。即ち此方法は不公平にも所得をば不問に附し去りて財産所有主のみに負擔を加ふるものなり。然れども總ての財産は必ずしも皆等しく有利に使用せらるゝものに非らずして中には如何なる時に於ても殆んど全く收入を生ぜざるものなきに非らず。是に於てか以上の方法に因れば此種の財産は全く犠牲に供せられ、其の持主は非常に苛酷なる條款を以て勢ひ借債を起すの止むべからざる結果を生ぜん。之れを要するに危機に際し公債の必要を證明する所の議論は等しく又一種の一般賦課によりて公債を償却するの不能事たり、又は兎に角不利たることを證明するものなり。

又高き利子に於て資本を放下するを以て剩餘金を得るの一方法として其の説を唱へたる者あり。此方法は實際上國家を以て一種の資本家となすものにして此

事の危険なるは經濟上の收入に關して余曠の既に述べたる所なり。况んや此方法は孰れの點より觀るも單に公債償還の手段たるよりは寧ろ國家の收入を増加するの手段なるに於てをや。左れば縱し此方法を以て正當なりとするも公債の存否には何等の關係を有するものにあらざるが故に、其の適否如何を論ぜんと欲せば須らく該方法其もの効驗に付て判斷する所あるを要す。

第七節 上來述べたる償還の方法と全く其の趣を異にして下の如く論ずるものあり。曰く、凡そ公債の壓力を減少するの頗ある勢力世に行はる、從て之れがために將來に於て公債の償還を容易ならしむと。マコーレー氏は言へり「社會の進歩は大に國富の増進を助け、始め非常に重大なりと認められたる公債をして比較的輕少のものとならしむ」と。實に前世紀に於ける英國の進歩は一千七百九十年に於て有せるが如き公債の負擔を僅かに現時の收入の一小部分に減却せしめたるに相違なし。之れと同一の現象は他國に於ても亦到る所に之を觀る。されば公債の償還は須らく適宜の時機に延期するを要すと云へる議論の多少の勢力あるは至當なり。若し夫れ北米合衆國の如き邦國より之れを云へば國富發

として増進するの勢ひあるが故に公債の負擔は時歩の経過するに従ひて益々輕きを感ずるに至るや更らに疑ひを容るべからず。

夫れ然り以上の事實の一顧を値するものなるは固より争ふべからずと雖も事實は未だ以て之れより抽出せらるべき推論を支ふるに足らざるを奈何せん。顧ふに公債の償還は決して國力を弱むるものにあらず又之れを償還するには社會の現存者に重き負擔を及ぼすを要するものにあらず。償還を租税の許るす範圍内に限る以上は何れの納税者にも重き負擔を及ぼすの恐れなけん。且つ又公債の償還は大に國家の信用を高め因りて以て租税輕減の一助となるものなり。更らに一歩を進めて之れを論ずれば各時代は各自ら責任ある負擔を有するが故に苟くも償還を等閑に附し去るが如きあらば後世をして負擔に苦しましむるに至るべし。之れに加ふるに經濟上の進歩が無究に永續すべしとは明白に斷言すると能はず。多くの原因殊に現時作用を逞ふしつゝある或原因の如きは却つて此進歩を止むるの傾きなきにあらず。『英國の繁榮は全く其の石炭の供給に依るも此供給は何れの時か必ず盡きざるを得ず』とは余輩の耳に慣熟せるゼボンスの談

言にあらずや。余輩は固より經濟上の變動を豫じり確知するを得ずと雖も可成安全の道を取りて現時の負擔を相當の期限内に完済するの準備を爲すは今日に於て最も肝要の件なりと信ずるなり。

又或は貨幣の漸落を以て國債の負擔を輕からしむる一勢力なりと論ずる者あり。夫れ然り例へば彼の濠洲并にカリフォルニアの金山發見が他に幾多の結果を誘起せる中に公債の眞の負擔を輕減するの一結果をも誘起せるは固より明白の事實なり。固より貨幣の下落なるものは債權者に損失を加へて債務者に利益を與ふるものなり。然れども之と同じく貨幣の騰貴は債權者に利益を與ふるに非ずや。而して此事の起り得るは即ち貨幣の下落を以て國債輕減の源泉なりと認むる論者の説の甚だ薄弱なるを示さざんばあらず。且余輩は遠き將來に於て貨幣が果して騰貴するや將た下落するやを確知するを得ず從て此空漠なる將來の運動に基きて完全なる論結を下すを得ず。縱し假りに究極下落の起るものと想像するも國家爲めに利益を得べしと云ふの理由必ずしも之れあるなし。蓋し順次下落するの傾きある貨幣を以て貸附をなすに當りては其の蒙むるべき危

後者の

わの口債

の口債

の口債

險に對する償補として高き利息を受くるにあらざれば如何なる貸主と雖も必ずや之れに應ずるを躊躇すべければなり。然るを況んや斯かる變動を算計に容るゝは成るべく速かに救済せざるべからざる價格標準の缺點に乗じて實際之れを利用すと云ふ批難を免かれざるに於てをや。若し果して將來の下落にして豫か起ると云ふ事實ありとすれば其の不當の貨幣に對して匡正の策を講ずるは豈行政官の職責にあらざや。左れば余輩は事實より觀るも正理より論ずるも貨幣の下落を利用するが如き國債輕減策を以て決して完全良好のものと思はざること能はざるなり。

第八節 内國債、外國債の區別と此區別を重視するの誤まりとは余輩の既に述べたる所なり。然るに又論ずるものあり、曰く外人の應募に係る公債にして苟くも生産的に使用さるゝ時は一國の資本を増加するものにして而して之れを償還するは有利の策にあらざと。余輩は茲に内國債、外國債の區別を決するは事決して容易の業にあらざるとを論ずるを止め、只左の如く斷言せん、曰く公債の効用は其の使用の如何に在り、公債の成立すと云ふとは決して効用あるものにあらざ

と。彼の濠洲殖民地に貸附せる鐵道公債の如きは此等の運搬機關を速かに完成せしむるの効用を有せり。然れども斯かる場合に於ても公債の存在するとは決して必要にあらざるなり。而して茲に眞正の論點となるべきは寧ろ國資を公債の償還に使用すると將た新生産業に使用するとの利害得失に在り。更に又公債を起こして公債を償還すると之れを起こさずして其の富を國民の手に握有せしむるとの利害得失に在り。此問題を決定せんと欲せば須らく先づ利子の歩合と是等種々の事柄より生じ來るべき結果とを充分攻究する所なかるべからず。若し生産の利益にして大なる以上は低利の公債を續有するも便なるべし。然れども償還に努むるは寧ろ低利にて公債を得るの最良法たりとす。

第八章 地方債

○(第一節) 地方債増加の危險。(第二節) 英國其の他の邦國に於ける地方債増加の實例。(第三節) 此増加を促がせる原因。(第四節) 地方債は往々正當なり。(第五節) 地方債の種類。(第六節) 償還は又地方債の場合に於て必要の件なり。(第七節) 縣債及郡債。(第八節) 中央政府、地方債

第一節 余輩は前章に於て地方債の迅速に増加せるは必ずや將來に於て財政上の大困難を醸生すべきとを觀察せり。抑も國債なるものは縦し多少の害あるにもせよ、極めて明白顯著にして國民全體の政府之れを監督し國富は擧げて之れが基礎を成す。又國債は通例一般の利益を進むるがために起され、然も其の究極の價格は之を測定するを得べく且其の取扱法は輿論の正當なる批評に由りて影響せらる。翻つて地方債を顧るに總て此等の點に於て稍、不利の地位に立つて見る。抑、地方債の場合に於ては單一なる國家の代はりに數多の團體ありて而かも此等の各團體は互に大に其の性質と地位を異にし且つ全く其の所要を異にす。此等の行政體の負債を起すや各、其の特種の收入を以て擔保となすものなるが、此收入は地方の状態によりて往々非常に減少を見るところあり。且つ又無量の公債支出の結果は之に測定するに難く、又正當の論評の下さるゝと稀れなり。加之一部の利害と財政上の原理に暗きことは租税并に經費の場合に於るが如く公債の場合にも亦同様の影響を及ぼし經濟主義の實行と公平なる分配とを得せ

しむるの機會を減殺するの傾きあり。事情此くの如くなれば最近五十年間に於て爾かく大に發達を來たせる地方債制度の概況に付て稍、攻究を試むるは頗る肝要の件なりと謂ふべし。

第二節 地方債の増加せるは明白の事實にして歴々之れを確し得べし。即ち英蘭とウエールズの地方債は一千八百七十五年に於て僅かに九千二百萬磅に過ぎざりしが爾來六十年を経ざるに忽ち一億四千四百萬磅に上り、一千八百八十八年に至りては合計一億九千二百萬磅の巨額に上れり。之れを一千八百七十五年に比すれば實に一億萬磅の増加にして即ち十三年間に於て一年平均約そ八百萬磅の増加を來たせるなり。此一般の増加中に在て倫敦の市債の増加の如きは特に著しきものなり。諸市の負債は最近二十年間に於て頗りに増進し來り今日に至りては將さに四千萬磅の巨額に達せんとす。

蘇蘭と愛蘭の地方債は英蘭の市債に比すれば固とより雲壤の差あるにも拘はらず又次第に膨脹を來たし今日に於ては實に四千萬磅以上に上れり。

他の諸邦國に至りても亦之れと其の傾向を同ふし、佛國市町村を巴黎市を除くの公債

千八百六十二年に於て僅かに千三百六十万磅に過ぎざりしもの一千八百六十九年には約を二千三百万磅に上り、一千八百七十八年には更らに増加して三千零三十万磅の巨額に達せり。巴里の市債は其の者のみにて既に業に非常の巨額にして、一千八百七十年に於て五千九百万磅なりしもの一千八百七十六年には殆んど八千万磅の巨額に達し、一千八百九十年の末に於ては償還額を控除するも尙ほ合計九千八百万磅以上に上れり。

伊太利市町村の多くは又公債の多額なるに苦しみつゝあるを見る。即ち一千八百八十五年の末に於ては合計三千五百三十万磅に上り、フロレンス、テリアルス二市の如きは共に其の債権者と譲歩の談合を爲すの止むを得ざるに陥るれり。夫れ然り然りと雖も地方債就中市債の多額に上れること北米合衆國の如きは他に之れあらず。彼のアダムス博士の指示せるが如く米國市町村債の大に増加を來たせるは全く内亂破裂以後に在り。同氏の計算に依れば米國地方團體の負債は一千八百六十年に於て合計一億万弗にして内半額以上は人口七千五百以上を有する諸市の負擔に屬するが如し。爾來十餘年を経て一千八百七十年に至りて

は合計五億千五百万弗に上り、一千八百八十年に至りては更らに大に増進して合計八億二千二十万弗の巨額に達せり。

第三節

地方債の斯く一般に増加を來たせる原因は之れを追跡する敢て難きにあらず。蓋し地方債は尙ほ國債の如く都合能き状態の存在に因りて全く今日の地位に達せるものなり。而して今茲に此等の状態を列擧すれば地方行政の權力類りに増大を加へたること他語を以て之れを云へば彼等の行政權が現世紀間に於て著るしく伸張せること是れ其の一なり。放下の途を求むる所の資本類りに増加し而して其の所有者が彼の最多數の公共團體が疑ひもなく供するが如き確實なる擔保の下に之を貸出さんと一般に希望するに至れること是れ其の二なり。都會生活の必要が巨額の資本を要する大事業の創設を促がせること是れ其の三なりとす。例へば彼の排水水道、點燈及び運搬事業の如きは少なくとも半公共的性質を具有するものなるが故に勢ひ多くは地方團體の管理に屬せしめられ、而して此等の團體は之れに必要な資金を得んが爲めには勢ひ其の信用を利用するより他に良策のあるなし。然り而して近代の地方債制度を辯護するも

のは之れが使用より生ずる有價財産に重きを置き頼りに議論を進まふして曰く、彼の水道事業と云ひ、瓦斯事業と云ひ、將た馬車鐵道と云ひ、此等のものは其の負債を償却し盡くすを得るは勿論時に或は之れを償却し盡くしたる外尙ほ多少の剩餘を生ずるが故に之れを以て總て収入の源泉として認むるも致て不可なるを見ず。夫れ然り、此議論が一部の眞理を包含することは余輩の前に述べたる所なりと雖も之れには少しく修正を加ふる所なかるべからず。今假りに生産的公債を以て不生産的公債に優るものとするも生産的公債其のものが必ずしも有益のものなりと云ふの理あらざるなり。公有財産にして苟くも収入を生ずる所のものなる以上は固より負債と相殺せらるべき資産なりとは余輩の既に論明せる所なりと雖も財政制度に於て負債と資産の二者中果して孰れを存するを可とするやは全く別個の問題に屬す。換言すれば諸種の公立事業は固より其の事業に投入せる地方債の償却に應ずるに大なる助けを爲すものなるや明かなりと雖も、眞正の論點は此れにあらずして左の問題に在り。曰く、斯かる事業を公共團體の手にて管理するは社會上、經濟上并に財政上果して便なるや否やと云ふこと即

ち是れなり。若し果して公共團體の管理にして私人の管理に優るとすれば公共團體之を管理して財政上の利益を得ると決して不可なりとせず。但し有利なる事業を擧げて悉く公債の手に取上ぐると云ふは如何にするも正當の所置にあらず。

然るに茲に二三の考案にして右の目的を以てする公債の使用を制限すべき傾きある所のものあり。抑も彼の瓦斯若くは水道事業の如きは經濟上成功の如何に拘はらず、之れに投入せる公債の利子は必ずや支拂はざるを得ず。而して或は利益を生ずることあらん。然れども利益あれば又損失あるは數の免かれざる所なり。若し果して損失を生ずる場合ありとすれば其の負擔は勢ひ關係地方の納税者に歸せざるを得ず。斯かる危険に遭遇するの恐れあるは即ち事業公債制度の最大弱點にして元來投機業は公共團體に全く不適當の業務なり。且つ又或種の事業を公共團體の手に吸収するときはその結果課税し得べき私人財産の高に減却を加ふべく、而してかくして失へる損失は右事業の管理より生ずべき利益に却て超るとあり得べし。之れが反證を擧ぐるの實は公有財産の擴張に賛成する所

の論者之れを負はざるべからずして、彼等は第一公共團體は之れが爲め決して財政上の危険に達するの恐れなきこと、第二彼等の賛成する所の方法が他の總ての方法に優れることとを證明するの責あり。之れを要するに特種の事業を官業とせずして之れに監督を加ふることは前者に比すれば寧ろ穩當の方法なりと謂ふべし第二編第三章第六節參照。

第四節

夫れ斯くの如く利潤を生ずる所の事業を施設するが爲め公債を使用するの政策は輕卒に之れを採用するを許さず。若し止むを得ず之れを採用するとすれば比較上狹隘の範圍内に制限せざるべからざるにも拘はらず、茲に尙ほ地方債を起すを可とする正當の領域之れあるを見る。蓋し近代の自治體の必需は頗る大にして經費の増加到底得て避くべからず。而かも其の經費は多く教育、衛生上并に社會上の必要物の供給に投せらるゝものとす。抑も彼の學校と云ひ、浴場と云ひ、排水工事と云ひ、圖書館と云ひ、將た博物館と云ふが如きは多額の費用を投じて以て急速に設備せざるべからざるものなるも、現時の狀態を以てすれば此等のものは直接に收入を生ずるものにあらざるを以て之れを急速に設備

するは勢ひ公權の範圍に屬す。而して一旦之れが設備に着手せる以上は經濟の點より可成速かに完成を告ぐるの必要あり。苟くも之れを遅緩に附し去らんか、始めに投入せるの費用は長き間何等の用をなさざるに至るべし。而して凡そ租税は一年の純收入を吸収し去らざる丈の範圍内に於て徵收せざるべからざるものなるが故に、此場合に於ては公債に訴ふるより他に良策あるを見ず。况んや之れに訴ふれば其の負擔は此等の事物が効用を供する時代の間否な少なくとも相當の長時代間に亘りて公平に分配せらるゝに於てをや。

近代の地方債は多く以上の如き費途に投費せられたり。但し其の中に於て例へば水道事業の如きは所謂生産的費途の部類に算入し得べきものもあり。例へば倫敦の如き其の市債は殆んど擧げて右の目的を以て起こされたる者にあらざるはなし。巴里の如きも亦之れと同じく第二次帝政に於て所謂改良を行ふが爲めと一千八百七十年乃至七十一年戦争の損害を補足するとの目的を以て大に其の市債を起こしたり。

之れを要するに公債に訴ふるの政策は中央政府の場合に比すれば地方政府の場

合に於て一層正當の理由を有するものとす。蓋し地方政府の處理に屬する收入は甚だ小額に過ぎざるか故に一朝不時の支出に出會すれば勢ひ非常の影響を蒙むるべく、又其の課税權も大に制限せらるゝも、中央政府に至りては全く之れと異なり、其の支出は數年に亘りて之れを分配すること甚だ容易なると同時に其の課税權は又毫も他の掣肘を受くることなし。左れば一般の原則として之れを觀れば公債は小行政體の財政に便宜なる否、實に必要缺くべからざるものなるや更に疑ひを容るべからず。

第五節 次ぎに考察せんとするは地方債の種類に在り。此種類に關しても亦國債と著るしき差異あり。抑、市町村に主權の存せざるとは之をして恰かも商工業會社と殆んど同一の地位に立たしむる所以にして又其の中央政府に隸屬することは中央政府の監督制衡を受くるの止むべからざる所以なり。即ち地方團體の經費と租税とは主權者の嚴密なる監督と掣肘とを蒙らざるべからざるものなるが地方債に至りても亦然り。且つ又國家の信用を介して地方團體に力を添ふるは財政上利益とする所なり。是に於てか地方債は分れて二種となる。

一は即ち地方團體が直接に募集するものにして、二は即ち國家の手より借入るゝもの是れなり。前者は近來に至るまでは殆んど毫も發達を來たさずして、普通に行なはれたるは彼の抵當公債の如き將た流動公債の如きものみに過ぎざりき。然るに今日に至りては確定公債制度長足の發達を來たし重なる市府は國債に倣ひて統一せる公債を有せざるもの殆んど一として之れなきに至れり。

地方公債の償却は或は毎年抽籤法に因るものあり。佛國の三分利付公債の如き即ち是れなり。或は又償還基金法に因るものあり。此方法は第二種の公債即ち國家の助成に因りて供給さるゝ所の公債に共通なる一定の償却法なり。蓋し極めて小なる行政體に至りては單獨にて公債を發行すると殆んど能くし得べからず。繼し之れを發行し得るとするも普通の公債は高き利率を以てするにあらずれば決して之れを借入ること能はざるものとす。斯かる場合に於ては中央政府進んで之れに必用の金額を貸附け一部分つゝ、隨時之れを償却せしむるの策に出づるを至當とす。英國に於ては國庫は即ち取次者たる職を務め實際國債の一部たる所の資金を取りて之れを小行政體に貸附くるを常とす。白耳義に於ても

亦此目的の爲めに備ふる別途金を有し稱逸に於ては又帝國國庫資金の一部たる恩給基金を取りて地方自治体に貸附せるが其の金額は實に一千万磅以上に上れり。但し相當の條款に於て斯く地方行政体に資金を貸附するは頗る便宜の方法なると共に此貸附せる資金に對して充分の監督を加ふるは又中央政府の盡くすべき正當の職務なり。

第六節 地方債の償却は其の一般の性質に基きて之れを調理せざるべからず。今夫れ地方債は概して有用の目的若くは少なくとも有用の目的なりと推定せられたるものゝために起さるゝが故に其の償却期限も右公債によりて作成せられたる有用物の存続期間に應じて之れに定むるを至當とす。更らに一步を進めて之れを論ずれば地方債なるものは元來不慮の時變に應ずるが爲めに起るものにあらずして寧ろ事業を速かに完成するの必要より募集さるゝを常とす。されば償還基金を設けて一定の年限内に其の負擔を皆済するを以て往々有効の方策なりとなす。苟くも此方策に出でんか期限後に至れば右と同一の方法を以て更に新費途に應ずるを得べし。但し地方行政体の大なるものに至りては年賦に

て償却すべき公債を自ら發行し得るは勿論一旦發行したる後更らに其の利率を引き下げ借換を行ふことども尙ほ爲し得ざるにあらず。然れども彼等と與ふるに斯かる權力を以てするに於ては償還に必要な準備を備ふるを怠たり随つて公債を不當に増加せしむるの恐れあるを奈何せん。左れば償還を強制的に履行せしむる所の償還基金法は最大有益の方法なりと謂ふべし。

第七節 余輩は以上主として市町村債に付て論究を及ぼせり。之れ蓋し市町村債は地方債に於て疑もなく重要な地位を占むるを以てなり。夫れ然り然りと雖も其の外に尙之れを小にしては彼の英國のカウンチー(County)の如き、佛國のデパルتمان(Department)の如き、將た普伊兩國のプロビンス(Province)の如き、之れを大にしては彼の米獨の各聯邦(State)の如き、國家と市町村の中間に位する行政体の公債は又必ずしも一顧の價值なきにあらず。顧ふに特種の事情は英合衆王國に於けるカウンチーを掣肘して公債を募集するを得ざらしめ、別種の事由は又公債を米國の各州に閉鎖せりと雖も、茲に府縣債の多少の増加を促がすべき一般の原因之れあるを見る。元來地方債の投資せらるゝ所の事業は多くは小區域内に限

りて重大の關係を有するか、然らざんば國家全體に重大の關係を有するものなるが故に、此等の事業は國家の手に落つるにあらざれば、勢ひ市町村の手に落つるを常とす。左れば府縣の經費は概して之れを云へば當然歳入より支辨せられ、別に公債を煩はさざるものたるや知るべきのみ。

夫れ然り、然りと雖も府縣債が將來に於ても毫も増加せざるべしと推斷するは、焉んぞ極端の譏りを免かれ得んや。殊に運搬業に關して之れを云へば、第二位の鐵道若くは運河を府縣の手にて建設し、將來購入せざるべからざるの場合あると共に、又官林を府縣の手にて擴張せざるべからざるの場合あり。其の他斯かる類例は決して少なからず。彼の獨逸の各聯邦の如きは、即ち前者の例證にして、佛國のデパルトマンに於ても亦少く之れが實跡を止む。彼の排水工事の如き、將來開墾事業の如き、又府縣の手にて行なはざるべからざる場合あるべく、而かも斯る目的に投入すべき公債は市町村債に適用すべき原理と同一の原理に因りて支配せられざるべからず。今夫れ如何なる程度まで此種の公債を起すを可とするや、は固より將來の政况如何に屬せざるべからざるが故に、茲に確言するを得ずと雖

も、財政上より之れを云へば、凡て他の公債に於ると同じく大に其使用に慎み、其の不當の増加を避るに努めざるべからざるなり。

第八節

中央政府、地方債に對して適當の監督を施すの肝要なるは余輩の既に説示せる所なりと雖も、更らに之れを詳論する又敢て無用の業にあらざるべし。今若し支出と租税を取りて以て往々無智偏見の眩惑する所となる地方行政官に委するを不安心なりとせんか、地方團體の財産を擔保として公債を募集するの權を彼等に委するは更らに一層の不安心を免かれざるべし。是れ即ち最多の邦國に於て之れに嚴密なる監督を施す所以にして、例へば英、美、日、法、各國に於ける地方行政の如きは特別法に因るか、將た中央官吏の(半ば司法的)詮考を経るにあらざれば決して負債を起すことを得ず。雖つて佛國を顧みるも亦之れと同じく地方債の發行には中央官衙の認可を経ざるべからず。北米の憲法は又往々州と市町村の借入權に制限を加へ、又市町村の借入權は更らに州の法律に因りて制限せらる。此種の制限を加ふるの便宜なる否、實に必要なるは明瞭にして一點の疑あるなし。苟くも斯かる制限を加ふるなからんか、殆んど毫も金錢上の利害を

感ぜざる地方多數者は濫りに公債を起こし其の負擔を擧げて總て財産所有者と將來の住民に荷はしむるの虞なきを得ず。屬ふに重税は納税者の抵抗に因りて忽ち其の弊を矯正するを常とするも公債に至りては一時人心に投ずるの方法にして其の苦を感ずるは數年の後ならざるべからず。是れ即ち公債の發行其の金額并に其の償還法は總て中央官衙の手にて適當の監督を施すの要ある所以なり。其の採るべき監督法に至りては事情に應じて固より之れを異にせざるを得ずと雖も或は募集額に制限を加へて課税し得べきもの、價格と一定の比例を保たしめ或は明確の理由あるにあらざれば之れが發行を許さるることとなし或は償還基金若くは其の他の有力なる償還制度を備へて甚だ永からざる年限内に之れを完済することと定むるか如きは事蓋し正當を得たるものと謂ふべし。若し夫れ偶然例外の場合起るに際しては中央政府に指揮を仰ぐこと最も正當なる之れが處分法なりとす。

地方團體の性質と其の區劃の大小とは又須らく計算に容れざるべからず。今夫れ請求に應じて直ちに支拂はるるか若くは短期間償却せらるべき一時公債にして大市の發行に係るものは租税を以て直ちに償却せざるべからざるものなるが故に課税權を規定すると同一の法規の下に之れが發行を許すべきものにして、彼の小町村の場合に於けるが如く總へず之れを掣肘するの必要毫も之れあるなし。

右の監督權と其の有効なる行用とは總ての公債をして勢ひ自ら真正の統一に歸せしむるの傾きあり。今夫れ國家に因りて募集するものと地方行政に因りて募集するものとを問はず公債なるものは畢竟公有財産と課税權に基ける信用の行用より生ずるものに外ならず。是故に各公債の攷究は總て同一の原則に基きて之れを行なひ而して其の結果は之れを總合して全體の論結を求めざるべからざるなり。

第六編 財務行政及財政監督

第一章 緒論 沿革

(第一節) 財務行政及財政監督は財政學の一要素を成す。(第二節) 古代並に中世時代。(第三節) 專制君主政時代。(第四節) 英國に始めて生じたる立憲制度。(第五節) 英國の制度次第に他國に普及す。(第六節) 近代の財政制度は一般の論究を爲すを得。

第一節 余輩は本書の冒頭に於て財務行政及財政監督問題を以て財政學の要部の一たるを述べたり。顧ふに収入支出と此二者間に存する關係を論ずるのみにては未だ財政學の論究を完ふせるものと謂ふべからず。彼の經費の正當の使用と租税の妥當の徵收とを保障する憲法の規定と云ひ、此等の手續を有効に實行する機關と云ひ、又公けの合計を準備し又之を監督する制度と云ひ、總て此等のものは収入と支出に重大の影響を及ぼすものなるを以て苟くも公共經濟の性質と運用とを充分會得せんと欲せば須らく之れを詳細に研究せざんばあるべからず。是れ即ち余輩が前數編の討究を以て足れりとせず、更らに廣義に所謂豫

算立法論(Budget Legislation)と稱すべき一編を加へて以下聊か論究を試みんとする所以なり。若し財政問題を以て應用經濟學の一部なりと認むるときは財務の行政及監督の事を公法の研究に譲りて財政學の中に之を説かざるは敢て不可なし。然りと雖も財政問題を以て政治學の一部なりと認むる時に當りては右等の論究を決して不問に附し去るを許さず。余輩は斯く云ふと雖も一般に憲法上若くは行政上の原則を細かに論究せよと云ふの意にあらず。蓋し法律上并に政治上の狀態にてし決して等閑に附し去るを許さざる場合は獨り此等の狀態が財政上の結果を生ずる場合のみに在り、即ち只此點のみより考察する所あるを要するなり。若し夫れ一層精密完全なる攻究の如きは勢ひ之れを公法學者若くは政治哲學者に一任せざるべからず。

第二節 財務の行政及監督の問題は近代學者の往々等閑に附し去る所なりと雖も、財政問題中最も早く學者及び行政官の注意を引着せるは即ち此問題に外ならず。實に財政制度中之れか運轉に従事するものに取りて最も重要なる部分を索めれば國家の種々の所要物を適當に支給する所の機關即ち是れなると同時

に納税者より之れを云へば彼れに課税する所の權力、此權力を行使する方法及び其の行使に對する制限等は眞に忽緒に附し去るべからざる重要な件なり。抑も財政管理の方法は尙ほ支出と収入の種類の如く社會の進歩に伴ひて漸次發達を來たせるを見る。原始的時代に於て特別の管理を必要とせざるは余輩の既に説明せる所なるが故に、こゝに再び喋々するの要あるなく、尙長若くは稍、後世に至り、主治者の意思は即ち支出若くは収入を左右する完全の政權たり。斯かる状態の下に於て精細なる官制と云ひ、善美なる憲法と云ふが如きもの、到底存立するの望みなきは高等なる社會生活に必要な彼の信用制度の如き、鐵道制度の如き、將來近代の立憲政府の如きものが尙ほ一として存立するの望みなきと同じ。此時代に於て起れるは彼の希臘、伊太利の都府國家に於けるが如く、將來封建時代の歐羅巴に於けるが如く、官有財産を以て公共収入の重なる財源となす時代にして、抑も此時代に於ては財政組織全體は私經濟の組織と甚だしく異なる所あるを見ず。國家の官吏即ち帝室の官吏は地代を徵收すると共に如何なる種類の公有財産にても己れの直轄に屬するものなれば其の時代に普通なる方法を以て悉

く之れを管理するを常とす。かくして収入は主治者の意見に従ひて直ちに公共の經費に支給せらる。而して此經濟的収入即ち半私的収入と相伴ふて彼の手數料制度より胚胎し來れる間接税の起れるを見る。

公共經濟次第に進歩を來たすやこゝに始めて會計法及び監督法なるもの起る。即ち彼の羅馬の國庫は *Quæstor* の監督の下に在りしも完全なる統一的制度は當時未だ存立せず又 *Censura* は即ち元老院の監督の下に財政官として財務の職を盡くせるが如し。羅馬が帝政の世となりても尙ほ國家と國君 (*Princeps*) の金庫の間に區別を立てられ、又収入の徵收と監督に従事する官衙は細かに分別せられたりき。彼の物品税及び相續税を請負によりて徵收せしむる方法の如きは古代の國家經濟に固有なる制度の不完全を證するの一標識として之れを認めざるべからず。中世の王國と自由市府の如き小行政體とは孰れも其の收入支出の適當なる管理法を案出するの止むを得ざる地位に立てり。其の方法たる最初は粗雜且つ不完全を免かれざりしも時歩の進むに従ひて次第に發達を來たせり。英國の出納院の如きは即ち此種の一機關にして其の職とする所は國王の貸借の整理を司どる

に在りき。又彼のカロリントン帝國が會計監督機關を有せるはカピチエラトリの法規の明示する所なり。此制度はカヘチエン王統の下に連續として繼續せるものなるが其の本質に於ては私經濟の性質を含有せるものなりき。

此の時代に於ける著るしき特點を擧ぐれば直接税を屢用ひずして只種れに之れを用ひたるに過ぎざること是れなり。即ち直接税は不虞の時變に應ずるの一財源として保存し置き獨り危険の場合に際してのみ之れを用ひたり。左れば彼の經濟的収入若くは物品税とは全く其の性質を異にせり。此事が本論に關して重大の關係を有するは直接税を徵收せんとすれば納税者の協賛を得るの必要ありしが故に在り。此必要は後代に至り如何に減殺されたりとは云へ直接税を徵收せんとすれば須らく其の上納者の協賛を経るを要すと云ふは封建時代の國家に普通なる法則なりき。

第三節 以上の狀態より漸々王權の發達を來たせるは羅馬帝國并に十五、十六兩世紀に於ける歐洲各國の歴史に徴して明らかなり。是時に至りて收入の徵收は更らに一層國家事務たるの趣を呈することとなり大藏省は政府の一官省と

して認められ監督及び會計の方法は更らに大に進歩を來たせり。此特別の進歩は固より政治上の一般の發達と相伴なへるものなるを以て之れを充分明瞭に解説せんとすれば歴史上發生し來れる種々の出來事を明らかにするを要す。之れを要するに王權の伸長、經費の増加并に貨幣使用の増進は相集まりて財政の管理を以て一層重要な事務とならしめたるなり。

且つや政權次第に中央に蟻集せるの一結果として彼の市町村の如き小行政體の財政事務は漸次中央政府に吸收せられたり。而して此等小行政體の收入は全部若くは中央政府に吸收せるの結果は國庫金の出納に與かるものに充分の責任を負はしむるの必要を勢ひ益大ならしむるに至りたりき。

公共の收入と支出を秘密にすることは古代に於て行はれたりしが非常に有害の結果を生ぜり。即ち如何なる弊害を生じたると云ふに一方に於ては國資の濫費不正の行爲も往々世人の注目を免かれたると共に一方に於ては正當公平の租税と支出も徒らに其の實を誤まられて往々許すべからざる害悪なりと認められたるなり。實に公明と責任とが財政の管理に必要缺くべからざる要素なること

は長き實驗によりて證明せられたる所なり。勿論稍、井然秩序立ちたる政治體を有する所の邦國に於ては必ずや財政管理の必要の成分を多少具有すと雖も又彼の羅馬帝國の場合に於けるが如く無制限なる主權者の下に充分發達せる收入支出制度あり得べしと雖も而かも此の如き状態の下に注意深き管理をなし且つ能く特別の事情に適合せしむること殆ど得て期すべからず。蓋し適當なる財政は善良なる政府と相待つて唇齒輔車の關係を有し其の一を缺きて他の一を求むる能はず。專制君主政の下に於ても公共經濟の技術的の法則は老練なる財政官の手にて實行し得らるべし。然かも正確なる會計の公示と輿論の間接の勢力に因る掣肘にして充分其の作用を逞ふするなからんか到底其の完全なる實行を望むる得べからざるなり。

第四節 抑も財政の事項に關して憲法上の規定を設けたるは疑ひもなく英國之れが率先者たり。從て適當なる財務行政に對する今日の憲法上の保障は英國之れが模範を垂れ、現世紀に至り他の諸國之を模倣せりと云ふも敢て不可なきが如し。

抑も英國に於て國王に對し其の收入は貴族及平民之を許與すべしとの原則は全く十四世紀に於て設定せられたるものにして、又かの斯くして得たる收入の充用を検するの權も殆ど同時代に生じたるものなり。然るに十五、十六兩世紀の出來事は此舊主義を實際破壊し去れり。尤も此主義はスチュアート王朝より再び其の勢力を回復せり。彼の内亂の破裂の如きは課稅權と密接の關係を有せるものにして又彼の王政復古の時代に於けるも尙ほチャールズ二世に對する給與は全く國會に因りて決定されたりき。且つ又格段なる費途に支出すべき經費例へば海軍費の如きの如きも各場合に必要なりと思はるゝ金額に限りて決議を與へられたり。但し此慎重なる方法も實際に於ては往々徒法に屬せしめられたりと知るべし。夫れ斯くの如く財政監督法は此時代に於て漸やく發達の傾向を現はせりと雖も其の性質未だ幼稚の觀を脱せざりき。

然るに一千六百八十八年の革命は國會の財政監督權をして終に強固のものとならしめたり。即ち彼の費途及び費額を制限確定する所の歳出支給條令に基づき爾來國庫金と使用せんとすれば必ず國會の決議を経たる方法に因らざるべから

ざることとなり、苟くも其の決議を経ざる方法を以て之れを使用すれば忽ち法律違反の責を免かれ得ざることとなり。而して彼の内閣政治一朝端を開き其の必然の結果として行政部を立法部に隷屬せしむるの狀態を馴致するや彼の金錢上の議案に關しては上院よりも優等權ありと夙に主張せる下院に對して財政管理上の事項を細大洩さず提出せしむるに至りたりき。彼の豫算(Budget)として知られたる財政上の歳計書茲に至りて始めて現はれ、爾來財政事務の立法行為に關する幾多の細則は時勢の必要に應じて漸次發達を來たせり。

材料の調製と決算の検査とは余輩の後章に論ずるが如く其の後に加へられたるものなり。之を要するに英國財政上の立法と監督とは全く着實なる發達を來たせるものにして、而かも其の發達は彼の憲法に特に大に屈伸力を與へて自由に新狀態に適合するを得せしめたる所の一般の發達と全く相伴なへるものなりとす。實に豫算に關する規定は成文法と不文法の二者より成り、而して不文法却て成文法よりも恐らくは一層重要な地位を占む。

第五節

概して之れを云へば英國の模範は他邦國の爭ふて襲用する所とな

り、而して英國に於て屈伸を自在ならしめ單に輿論の制裁に因りて維持されたる所の規則は他國に於て成文憲法の嚴格なる條規に硬化せられたり。左れば人若し英國に於ける財政行為を支配する所の法規を嚴格なる法律上の明文を以て言表せるものを得んと欲せば去つて佛蘭西、伊太利及び白耳義の法律を一讀するに如かず。但し國の特狀に因り多少の差異あるや勿論なり。

歷史上より之れを觀れば此著大の結果を勝起せるは亞米利加殖民地の反亂之れが導火線となれるが如し。即ち右争亂の主因は課稅權に在りしが故に亞米利加の一朝獨立國を形成するや代議士に與ふるに國家の財政を充分監督するの特權を以てせり。此特權は現行米國憲法の明記する所にして之れを保障する有力の條規亦頗る多し。

嗣つて佛國を顧みるにかの立憲議會は又夙に國民代表者の決議を経ざる租稅は總て不法の租稅なりとの原則を採用せりと雖も此監督權を更らに推し擴めて租稅と毫も輕重なき支出問題に之れを適用するの運に未だ到達せざりき。ストーム氏の示せるが如く此後の監督事務は王政復古時代に至るも尙ほ未だ實行を

見るに至らざりしが故に順序に於て自ら租税監督事務に後れたり。其の然る所以を索ぬるに不法の徴税を禁遏するは經費の正當の使用を確保するに比すれば遙かに緊急の業務なるのみならず、此事務の取扱は前者に比し煩る易々たるものあればなり。然る而して立憲政治の迅速なる發達を來たすや、豫算立法問題は更らに大に人民の注意を喚起し其の一般の結果として人民の協賛と行政の責任と云ふ主要の原則は英國に於けるが如く更らに充分是認せらるゝに至れり。若し夫れ此等の點に關する議論の今日に至るも尙ほ甚だ激烈なるものあるは、殊に普國に於て然りとす。更らに一層之れが發達を證すべき標徴にあらずや。

完全なる會計検査制度の設立は良善なる財政組織に到達する最後の一段なり。之れが設立に關しては英國は前記の如く率先者たる地位に立たず。大陸各國に専ら行なはるゝ検査制度は其の形式より云ふも其の方法より論ずるも寧ろ佛蘭西の起源にして、而して行政上の性質よりは寧ろ司法上の性質を具有するものとす。今夫れ此種の制度の利害得失を論議せんとすれば須らく其の結果を以て制定せざるべからず。苟くも其の結果を標準として之れを判定せんか、英國現時の會計

検査法は其の之れが使用さるゝ格段なる場合より推究すれば或は不完全の觀なきにわらずと雖も、究極最も安全なる方法なりと謂ふべし。會計検査に關する近代財政の最後の特質は中央と地方との收入支出を少なくとも半ば合併することと即ち是れなり。而して地方財政の散亂せる分子を蒐集して國家財政の分子と相結合せしめたる此合併運動に與かりて力を致たせるは固とより社會上并に經濟上の状態に在りと雖も、地方行政の行爲に對して輿論の制限と中央政府の監督とを及ぼさしむるの必要は又之れに多少の力を供したり。要するに各計算書に對して精密なる検査を施し、且つ會計の手續に關して嚴密なる監督を加ふることは今や小行政の財政管理に必要缺くべからざる要務なりと認めらるゝに至れり。而して其の必然の結果は中央と地方の財政益、密接の關係を有することとなるによりて知るべし。

第六節 以上述べ來れる歴史上の觀察は現時の文明各國に於ける財政管理の實況を知るに甚だ必要なり。蓋し今日に至るも尙ほ現存する所の差異は差異其の物より見るも、將た之れを胚胎せる政治上の發達の差異を證するものとして

見るも、決して不問に附し去るを許さざるものなり。然りと雖も其の中に亦一般の論述を許すべき充分の一致あり、且一致なき場合に於ても之を分析し、之を解明するに難からず。余輩は乞ふべきの數章に於て聊か之が説明に従事せん。但し單に概要を示すに過ぎざるは止むを得ざる所として讀者の諒察を乞ふ。

第二章 豫算の調成及收入の徴收

(第一節) 豫算(Budget)なる語の意義。(第二節) 收支を前以て見積るは必要なり。(第三節) 豫算の期間、形式并に事項。總豫算及總豫算の可否。(第四節) 豫算に関する他の種々の問題。(第五節) 租税徴收法。(第六節) 徴收せる資金の取扱法。

第一節 抑も豫算なる語は初め英國に於て歳計説明書に適用されたるの語なるが、後他國に於ても將た理論の討究に於ても、協賛を得んが爲めに立法部に提出されたる或時期間の會計案を意味することとなれり。此意味に因れば豫算なる語中には左の二箇の觀念を包含す。第一、收入支出の見積即ち公共經濟の收支對照表第二、經費及び租税の種類と金額とを確定議決する立法的行為即ち是れなり。

り。斯くの如く財政上の立法及び監督の諸階段を悉く網羅するものにして豫算なる語を使用するは其の便極めて大なるを以て余輩も此廣き意義に於て此語を使用せん。

第二節 豫算の調製に當り先づ必要なるは年度内の經費を成るべく正確に計算するに是れなり。而して勤勞と物品に對する支拂を正確にし、又立法上の監督を有効ならしめんと欲せば此計算を年度に先つて早く調製するを肝要とす。

是れ即ち近代の國家に於ては各省が我英國に於て各省豫算として知らるゝものもを年度の開始に先つて調成すべき責を負ふ所以なり。若し夫れ其の格段なる方法及び細目の如きは各國互に趣きを異にし、雖も其の一般の手續に至りては孰れの國に於ても同じからざるを得ず。

然り而して各省の經費を統一するは事大藏省の事務に屬するものにして、大藏大臣は大概の邦國に於ては殆んど無限の支出監督權を有す。即ち冗費と認むる所のものを排斥し、將た少なくとも之れに異議を唱ふるは常に大藏大臣の權内に在るが故に此權力の充分發達することは財政の整理上缺くべからざる一要件なり。

と翻ふべし。英國の大蔵省が經費に對して施こせる監督は經令往々不人望を招けるにも拘はらず此點に於ては尙ほ至大の効用を有するものなり。蓋し正當の理由あるにあらざれば一として新費目を設くるを許さずとするは事即ち無用の新要求を禁遏する所以にして一には以て經費増加の自然の傾向を或範圍以外に超越せざらしめ一には以て公共經濟に殆んど避くべからざる冗費に抑制を加ふるものとす。

按ずるに英國の支出監督法は他國の監督法に比すれば遙かに有効なるが如し。佛國に於ては此監督制度なるもの殆んど存立せず又北米合衆國に於ては政權の分岐すると國會の委員會の勢力強大なるは勢ひ有効なる監督を施こすを得ざらしむ。然るに此等の邦國に於ても尙ほ勇氣と決斷に富める大蔵大臣は充分強大なる勢力を振ふを得たるが如し。彼の佛國のコールペール及ヒビエールの如き、將た米國のハムルトン及ヒガラチンの如き即ち是れなり。之れを要するに經費を巧みに節約することは財源を巧みに整理すること、蓋も其の効を讓るべきものにあらざるなり。

財政當局者は次に經費に應ずるの收入に付て其の計畫を立てざるべからず。抑も一定の事情の下に於て如何なる收入が果して豫定の經費に應ずべき適當の收入なるかを決定するは固より財政官の職務なるのみならず、若し收支の平均を缺く時に當り之れを補充するの策を講ずるは又財政官の盡くさるべからざる正當の職務なり。現行租税より生じ來るべき收入と各種の官有財産より入り來る收入に關しては大蔵大臣は固より其の各主任官の意見に聽從するを常とすと雖も、然かも國家に取りて利益ある改革の途を講ずるは又た主として大蔵大臣の義務に屬す。而して彼れの責任にして愈々明確なれば事務整頓の好望益、大なり。

以上説く所に由りて之れを觀れば豫算の調製は一の技術的行政事務に外ならざるを以て苟くも之れに用ふるに正當の方法を以てせば甚だ大に財政上の地位を進め因りて以て公益を著るしく進捗するを得ん。

第三節 豫算の調製に關しては數多の問題發生し來る。余輩は茲きに豫算を或時期間の會計案なりと云へりと雖も或時期は實際一年を意味するなり。蓋

し公共の收支總高を算するの便と云ひ、經常費の常に毎年循環し來るの事實と云ひ、將來物質上并に經濟上の諸状態が毎年繰返し來ること、云ひ、是等は皆右の結果を生ぜしめたる原因なり。彼の立法部の協賛を毎年求めざる國に於ても尙ほ且つ計算は年に依りて掲げらるゝなり。若し夫れ財政年度にして長きに失せんか、勢ひ眞正の變動を掩蔽するの恐れあるべく左ればとて短きに失すれば必ずや一時の變動と特別の事情より生ずる結果とを算計に容るゝの誤りに陥るべし。是れ即ち長短相折衷して一年となせる所以なり。

夫れ然り、財政年度を以て一年間となすは普ねく各國の常習なりと雖も、其の年度開始の日に至りては各國に於て區々として一定せず。或は彼の佛蘭西、白耳義、奧太利の如く一月一日を以て開始の日となすものあり、或は伊太利、西班牙、北米合衆國、加奈太の如く七月一日を以て開始の日となすものあり、或は又英吉利、獨逸、丁抹の如く四月一日を以て開始の日となすものあり。右伊太利以下の諸國と英吉利以下の諸國が一月一日を棄て、他の曆日を取れる所以のものは畢竟するに財政上の便宜に基づくものと謂ふべし。今若し英國の財政年度にして一千八百五十四

年前に於けるが如く普通の曆日に一致するあらんか、必ずや現行年度の開始の甚しき前か、若くは開始の後に豫算を提出せざるべからざるに至るべし。若し果して之れを年度開始の甚しき以前に提出するとすれば精確なる收支の測算を到底爲し得ざらしむべく、又若し之れを開始後に提出するとすれば勢ひ國會の決議を経ずして經費を支出するの止むを得ざるに至らしむべし。佛國の豫算は通常其の執行の年度に先だつ十四ヶ月若くは十五ヶ月前に調製せざるべからざる制規なるが、斯くの如き制度は豫算の精確と統一とを缺くの恐れあるものなり。之れを要するに孰れの日を以て年度開始の日となすに至當とするや、は各國の立法上行政上の習慣に訴へて決定するより外なしと雖も、概して之れを云へば豫算調製の日と其實行の日とを出來得る限り密接せしむるを主眼として之れを決定せざるべからず。而して之れを主眼となすは即ち各國互に別種の時日を選択する所以なり。

更らに一層重要なるは豫算の形式と其の中に網羅さるゝ事項是れなり。蓋し巧みに節目を排列分類するは經費の性質と變動を一層明瞭ならしめ、且つ立法部の

有する憲法上の監督権を一層強固ならしむるものとす。豫算を各省に類別するの制度實際上より見れば充分能く行なはるゝも甚だ疎大に失するものなり。左ればとて數千百と云ふが如き小項目に之れを區分するが如きは却て微細に失し突然の變更生ぜば到底對照を行ひ得ざらしむるの恐れあるを奈何せん。然りと雖も之れを彼の米國國會の各別討論法に比すれば二者孰れも優ること遠し。蓋し米國の方法たるや歳出全額を一目の下に明瞭ならしむるを妨げ随つて有力なる論評を試むるを得ざらしむるものなればなり。

次に起るべき問題は豫算として提出すべきは歳入歳出の總額なるか將た單に費用を引き去れる收入支出の純額なるか專門語を以て之れを云へば豫算は總豫算純豫算孰れを選ぶべきやと云へる問題即ち是れなり。後者は前者よりも一層古くより行なはれたる方法にして且つ或點より云へば一層自然に合せるの方法なりとす。例へば彼の陸軍の如き經費大なる部分に於ては些細の收入の如きは眞に獨り國民の利害に關係ある經費總額より總て之れを控除して須らく豫算より削除すること至當なるが如し。之れと同じく郵便局の事務費の如きも財政上

より言へば重きをなすに足らず。此言は彼の内國稅及び海關稅に適用するも亦等しく正鵠を失なはず。且つ又廣大なる國有財産に關して其の收支の總數を示さんとすれば余輩の既に述べたるが如く不知不諳誇張の弊に陥あるの恐れあり。夫れ然り然りと雖も財政の事を細かに一目の下に集むるの點に於ては總豫算は純豫算に比し遙かに優る所あり。即ち支出部より之れを觀れば此方法は公有財産の管理と之れに因りて得たる資金の取扱とに於ける不規律を防ぐの効あり、將た少なくとも之れを明らかならしむるの機會を供するものとす。更らに收入部より之れを論ぜんか其の收入を得るに付て費されたる費用を精密に調査するは頗る肝要の業なり。蓋し租稅の徵收費は管理宜しきを得れば著るしく減殺するを得べきものなるが故に之れに對して完全なる監督を施すは之れが改良を促がすべき一端緒なり。又國家の營業に付て之れを觀るも尙ほ右の如き監督を加ふるは概して有用の件なるべし。

第四節

豫算を數個に分離するの利害得失に關して右と稍性質を同ふする問題起る。顧ふに財政制度未だ幼稚の觀を脱せざる時に於ては特別の費途に應

ずるに特別の収入を以てすると普ねく行はれたり。例へば彼の「船税(ship money)」の如きは之れが最先の實例なり。然るに公共經濟の漸次發達するに従ひて此方法は徒らに錯雜を醸もすに止まるものなること次第に明白となれり。即ち或會計は剩餘を生ぜるも他の會計は不足を生ぜるが如き不都合を來たせり。是に於てか此等の會計を悉く一に合併して此弊を矯正するに至れり。

特殊の經費に對して特別の豫算を設くるの制度は徒らに歳計の紛雜を醸もし其の真相を全く掩蔽するものなるにも拘はらず近來稍廣く行なはる。實に彼の經費は須らく収入より支辨するを要すとの一般の原則は獨り公債の使用に因りて公然之を破るを許すべきのみ。然るに經常豫算には剩餘を生じて一若くは二以上の特別豫算には不足を生ずるが如き制度は彼の歳計豫算は須らく充分に簡明に且つ統一して提出するを要すと云へる一般の原則に全く乖戾するものと謂ふべし。

豫算に組むべき精細なる項目を決定するに當り又紛雜なる一問題起る。今夫れ一年度の收支豫算を編成せんとするに際しては或は實際國庫の收入する所支出

する所を掲げ示すとを得べく、或は又其の年度内の收入支出の總額を其の領收と支拂の時日に關せずして之れを載記するを得べし。前者即ち英國法は單純適實なるの利益あり。後者即ち佛國法は一年度内の事務の眞結果に付精細なる計算を供するの利益を有す。此問題は後章に於て更に論ずべし。

最後に起るべき問題は翌年度の歳入歳出を算定する方法如何と云へる問題是れなり。抑も豫算の成功する否とは多くは此等の算定の精粗如何に屬するものにして而して誠實と注意とは兩つながら此運算の精確を期するに必要の要素なり。顧ふに前年度若くは其の他の年度の收支額を取りて其の算定の基礎となすは財政未だ幼稚の觀を脱せざる時に於て必然免かるべからざる一方法なり。他の一方法は殆んど全く器械的のものなるが、即ち前數年間の増額を取り將來に於ても同一の結果起るべしと豫測し、之れに基て豫算を組むものは是れなり。然れども右二方法共に收支の算定に當りて參考に供すべき事柄たるに過ぎず。蓋し國家の歳入歳出なるものは一定の方向に變動するものに非ずして種々の原因に影響せられて變動常なきものなればなり。而して財政官は是等の原因に顧みて

其の見込を立て以て豫算を編成せざるべからず。今夫れ經費豫算を編成せんとするに際しては先づ關係諸官省の經費要求書を取りて其の基礎とせざるべからずと雖も、彼等の要求たる時に或は甚だ過大に失するとなきにあらず。之れ輕々看過すべからざる一事なり。夫れ然り然りと雖も、實驗の結果と近代の公共經濟の範圍大なるは古代よりも之れが算定を容易ならしめ、苟くも不慮の時變なき限りは經費は可成り精確に豫測するを得るなり。次に収入は普通の範圍内に於て變動甚し。但し經費の如く突然の大變動に逢着するの恐れなし。彼の農工業の盛衰は忽ち國家の收入に其の影響を及ぼすべく、又租税中には屈伸力の甚しきものあるは余輩の既に述べたるが如くにして且國民の所得も全株としては時に或は變動するとあり。是故に豫算を編製するに當りては各年度の事情を充分精査せざるべからざるなり。近代統計の大に發達を來たせるは此點に於て最も有力なる補助を與へたり。今日の財政官が中世時代は勿論十八世紀の先輩者ども尙ほ且つ夢想せざる所の材料を隨意に蒐集し得るに至れるは即ち此統計發達の賜なり。彼の人口統計、銀行統計、航海業の統計、農工商業統計等總て此等のものは

収入の増加に關係ある事實の將來を卜するに一として助けを與へざるはなく、而かも此等の要具益、完備するに従ひて將來に於ける豫算は更らに一層の精確に達すべしと云ふも敢て過言にあらず。

第五節

以上列舉せる諸般の手續は國臣の協贊を経るの目的を以て適當の豫算を提出するの前に當り豫じめ政府の盡くさいるべからざる重大の手續なり。

左れば順序より云へば是れより直ちに右立法上の協贊權に付論究するに至當となし、又此協贊權たる近代の立憲國に於ては極めて重要否を殆んど之れが骨髄とも云ふべきものなりと雖も、此事が財政上の手續の一に加へられたるは余輩の前章に於て述べたるが如く全く近代に屬するが故に余輩は之れが論究を暫らく後章に譲り、其の前章先づ公共收入を國庫に徴收する所の一般の方法に付て論究する所あらんとす。抑、原始時代に於ては上納物は酋長に直接に納められたると共に經濟上の収入も亦彼れに因りて直接に徴收せられたりしが、國家の組織漸次發達を來たすに従ひて國家は契約制度に基きて租税を徴收するに至りたりき。希臘に於ても將た羅馬に於ても公共收入の大部は請負者に因りて徴收せられ、又

は貢物として附屬市府に因りて直接に上納せられたりき。此請負徴收法は羅馬の滅亡まで連綿として同國の間接税に適用せられたりしが、十六、十七兩世紀の專制君主國に於て又再び用ひられたりき。然り而して又かの配賦徴收法即ち租税を各市府若くは各地方に配賦する方法は戰爭後租税制度を設くるに當りて採用せられたる方法にして前の方法と同じく又古代より傳來せるものなり。

然るに直接税の採用せられ、國權の益、伸張するに従ひて特に租税の徴收に従事する官吏は益、其の地位を高むるに至れり。最初に於ては國有財産の監督官は如何なる租税にても未だ私人の請負はざる所のものを悉く己れの手で徴收したりき。英國に於ては此職務は古へ知事レグジスラツトに歸し、又た彼のカロリングン帝國に於ては伯バールの職務を取れり。然りと雖も特別官廳の收入の大源泉は即ち彼の海關税に外ならずして、而して此租税の收入は特に多く國王の掌中に入りたりき。又間接税を請負法により徴收せしむるの政略は極めて不當のものなるが此不當の政略は不幸にして廣く各國の採用する所となりたりき。佛國の如きは即ち其の一例にして、同國に於ては其の請負者は實に國家に於ける一勢力たりしなり。且や彼の

一定の地方と都會とに特種の特權を與へたる舊制度は十八世紀の末葉に至るまで永く大に其の勢力を逞ふし、隨つて多くの租税は各團縣間に配賦せられ、後更に團縣員間に細分せられたりき。之れを要するに請負制度、配賦制度何れも共に財政制度の不完全を證するの明徴なり。前者は即ち租税の上納を以て私債の支拂と同様の趣あらしむるの缺點あり。後者は又國家と臣民との間に不用の一勢力を介立せしむるの穢りを免かるべからず。請負制度より生ぜる害毒に付ては茲に喋々するの要あるなく、彼の羅馬の *publican* の如き將た佛國の *fermier* の如き孰れも貪婪の標本にして、收入の減損は偶、以て貧賤なる納税者を苦ましむるに過ぎざりき。而して彼の配賦税制度の如きは收入に於ては明かに伸縮力に乏く分配に於ては概して公平を缺くものなり。夫れ然り、然りと雖も或狀態の下に於ては右二制度孰れも共に正當のものたるを失なはず。即ち收税官にして忽ち利慾の爲めに腐敗せらるゝの恐れあり。收税制度にして未だ幼稚の域を脱せざる場合に於ては請負制度は租税の收入を増加せしめ、徴税費を省減するの唯一制度なり。之れと同じく正確の課税を行ふに必要なる統計上の基礎一として存するなく、

將た賦税の恐れ甚だ大なる場合に於ては配賦税を採用すること至當なりと謂ふべし。

夫れ斯くの如く余輩は此等の制度を用ふるの利を謀むと雖も、このことは毫も國家の利益の爲めに官衙の手を以てする收税制度を以て今日に於て正當の制度にあらずと云ふを證するとなし。近代各國の政府は海關税を徵收するが爲め別に海關税局を有し内國税の徵收には又別に一若くは其の以上の部局を置く。例へば英國に於ては内國收入局は從來存立せる諸官署を悉く合せたるものなり只郵便局のみ獨立の地位を有す。嗣つて佛國を顧みるに内國税の徵收に従事する官署は都合三ありて、一は直接税、一は間接税、一は印紙税の徵收を掌どる。官業は又別に取扱はる。普國の財務省は又收入徵收の重なる事務を總理するも農工務省は半私的収入の管理に任す。

然りと雖も何れの國に於ても租税は究極一個人と密接するに至らざるを得ず。而して此關係をして可成的圓滑ならしむるは眞とに努むべきの事なり。是れ即ち租税は明確にして又便宜なるべしとのアダム・スミス氏の法則を喚起せる所以

にして抑も亦間接税の徵收に従事する官吏を一般に大に選擇する所以なり。今夫れ直接税の盛んに用ふるゝ場合に於ては其の徵收に地方廳若くは地方官を利用するは便なるべしと雖も、兎に角中央政府自ら徵收事務を總攬すること可なりとす。

第六節 上納金が納税者の囊中を脱して中央金庫に入る實際の手續は經濟上の状態に因りて異ならざるを得ず。未開の時代に於ては實物を以てせられたる貢物は徵收官の手に因りて其の之れが必需さるゝ場所に移さるべし。然れども貨幣を以て上納さるゝ租税は須らく國庫に送致して將來の使用の爲めに之れを貯存し置かざるべからず。然るに社會の進歩に従ひ信用益發達するに至りては銀行の手を経て總て其の手續を完了するを得るに至る。例へば舊來の英國國庫は全く英國銀行に因りて管理せられ、收入は各徵收地より陸續同行へ流入す。又彼の各金庫をして各別の計算を行なはしめ、其の剩餘を正金若くは佛蘭西銀行の手形を以て送附せしむる所の佛國分金庫制度は右英國中央金庫制度に比すれば遙かに煩雜に且つ多費なるを免かれず。左れば獨り收税吏のみならず收入を

總て中央にて總攬し信用の作用によりて中央に集むること最も良善の方法なりとす。然りと雖も開化の程度の低き國に於ては便宜の地に數多の支金庫を置き正金の貯藏所を設け因りて以て其の回送費を省減するの止むを得ざるものあり。然りと雖も收入の實物の取扱は如何なる方法を以てするを問はず、其の會計事務を中央に統括するは正確なる豫算を立つるに極めて必要の一手續なりと謂はざるべからず。

第三章 豫算の議定 支出の監督及會計検査

(第一節) 豫算編成上の原則の摘要。(第二節) 豫算調査の方法。經費提出權。(第三節) 豫算に對する上下兩院の權利。豫算項目の類別。(第四節) 歳入を歳出と平均せしむるの困難。追加費目(Supplemental vote)の議定。歳出と租稅。(第五節) 英國法と佛國法の比較。(第六節) 支出監督制度と英吉利、佛蘭西、伊太利に於ける其の發達。(第七節) 會計検査制度と英國其他の諸國に於る現行制度。(第八節) 結論。

第一節 行政部が立法部に豫算案を提出せる時に於て豫算の生命は第一期

の経過せるものなり。而して斯く提出せられたる財政の豫算案が前章に示せる

性質を具備するは極めて肝要の件にして、今茲に其の諸性質を摘要すれば、(一)元費なきこと、(二)時期の宜しきこと、(三)理解し易きこと、(四)完全なること、(五)統一なること、(六)精確なること即ち是れなり。他語を以て之れを詳言すれば第一、經費の豫算は須らく精密に編成し効驗を害せざる限り可成其の額を節減すべく、第二、之れが編成の時期は可成年度の開始と接近せしむべく、第三款項節目の排列分類は須らく論理的にして理解し易からしむべく、第四、收支の全額を總て明瞭に記載すべく、第五種々の節目は須らく總括して一眸として之れを取扱ふべく、第六、算定は眞實を主とし明確なる材料に基づくべしと云ふに在り。

苟くも以上の諸原則に留意して豫算を調製するに於ては議院の討議に裨益すること固より甚だ大なりと雖も、之れのみにては未だ以て善果を確保するに足らず。彼の議會の豫算票決權なるものは重大なる財政上の關係を有するものにして、而して經費と租稅の票決さるゝ方法の如何は格段なる制度の運用の善惡に往々重大の關係を有するものなり。

第二節 豫算の調査は國會の主要なる事務にして、此事務を行なふに當りて

は数細の點に立ち入り多くの時日を費やして綿密なる研究を盡さざるべからざる事あるは勿論時に或は激烈なる政争を醸生すること又之れなきにあらざる。凡そ政府の編成せる豫算案は先づ豫算委員會の調査に附し該委員會は其の調査の結果を議場に報告するは多くの邦國の常習なり。然るに北米合衆國は更らに一步を進め豫算の發案權を特別委員會の手に附托す。左れば此制度に因れば豫算案は其の實立法部其の物に因りて調製さるゝの結果となるなり。英國は他の極端に走り各省經費豫算と租稅案とは別に調査に附せずして直に全院委員會の討議に附す。此制度に因れば豫算の骨髄たる所の法案は全く聯帶の責任を有する内閣の手に成るが故に政府の責任は爲めに重きに加ふるなり。若し夫れ大陸諸國の豫算委員會制度に至りては或は綿密なる調査を確保するの利あるが如しと雖も實際に於ては財政案編成者に對する一種の防禦物となり明かに行政部に屬せざるべからざる所の責任を取りて立法部にも分擔せしむるの缺點を免かれず。

英國制度の他の一特點は其の一般に經濟の原則を守るとを解き明かすに足る所

のものにして、即ち昔時に於ては經費案は國王より提出せられざるべからざるの原則現時に於ては内閣より提出されざるべからざるの原則を採れること是れなり。左れば豫算にして一旦提出されたる以上は一費目たりとも之れを加ふるを許さざるは勿論、此原則を間接に破るも尙ほ且つ嚴正なる憲法の罪人たるを免れず。是に於てか經費案は總て或範圍内に之れを制限するを利とする所の人々の手より提出さるゝを見る。何を以て提出者が或範圍内に之れを制限するを利とするに云ふや。他なし彼等にして之れを提出すれば勢ひ之れに應ずるの財源を發見するの責あればなり。實に經費増加の自然の傾向を抑制する法則にして以上の法則よりも有力なるもの未だ決して之れあるを得ず。而かも此有力なる法則が今日の時勢と容れざる過去の狀態の遺物なりと云ふは豈奇ならずや。

斯かる法則の存在せざるより有害の結果を生ずるとは彼の經費の増加を屢主張せる佛國の豫算委員會并に濠洲殖民地議會の實例之を證して餘りあり。疏中又最も甚だしきは北米合衆國にして同國に於ては國會議員は國家財政の品位を維持するよりは選舉者の希望する經費を編入することに一層直接の利害を有する

を以て、彼等は只管ロッキング・ローリング(Log-rolling)として知られたる醜策に耽けり相共に同して互に各自の提出案を通過せしむるに勉むるの悪風あり。

第三節 從來豫算に對する兩院の權利に關して甚だ重大なる憲法上の爭議

生じたり。但し此問題は財政上には只僅かに重きを成すものに過ぎざるが如し。英國に於ける習慣法は下院のみに豫算票決權を附與するも他の諸邦國に於ては上院に與ふるに豫算を否決し、若くは之れを修正するの權利を以てするを見る。

若し夫れ技術上の問題として之れを考へんか、兩院共に豫算の討議に與るとすれば其の討議を兩院共同して同時に之を爲すを可とす。苟くも然らざるに於ては煩雜なる調査事務を二回行なはざるべからざるの不都合を生ずるは勿論、若し之れを羈束するの法規之れなからんか、其の究極の結果は甚だしき紛雜を招き一定の計畫を破るに至るべし。左れば上院の豫算立法權を到底是認せざるべからずとすれば其の權利を獨り豫算の成立に必要な實際の法律のみに限りて之れを許し、各款項の調査は擧げて先議權を有する下院に一任すること最も良好の結果を得るの道なり。

夫れ然りと雖も豫算の討議は重もに一院に於て行なはるゝとするも、將た兩院に於て各別に行なはるゝとするも、討議すべき諸項目の類別法は大に考慮を煩はすべき價值あり。此の點に關し進歩の一般の趨勢を見るに次第に區分主義に傾けるが如し。即ち余輩は往古經費を一體として票決し其の使用を全く主治者の意思に一任せる時代より降りて殆んど數百を以て數ふべき小項目に豫算を類別せる時代に来れり。例へば佛國の豫算の如きは一千八百三十一年に於ては僅かに百六十の項目に分たれたるに過ぎざりしが、後次第に細分せられ、一千八百九十年に至りては實に八百零七の大數となり、而かも一千八百三十一年以後は各項各別に票決するの手續を取れり。嗣つて英國の豫算を顧みても文官費の項目は時に百五十に達したることあり。而して尙之れに其の數少なきも別に陸海軍費の項目を加へざるべからず。

款項區分制度と立法監督の原則とよりして左の如き法則必然に伴生し來る。曰く款項は流用を許さるゝこと是れなり。即ち例へば司法費目の剩餘は教育費目の不足に流用するを得ざるが如し。英國に於ては文部諸省の各款項は互に獨立

するが故に彼此流用するを得ざるも陸軍省若くは海軍省の款項は他の款項と互に流用するも妨げなし。但し之れを流用せるときは次年度に於て承諾を經ざるべからず。右兩省の款項に限りて彼此流用するを許す所以のものは抑も此兩省の款項たるや其の數甚だ少なく且つ經費總額は殆んど全く使盡さるゝを常とするが故に之れに流用を許すも支出超過の憂決して大ならざればなり。苟くも今より一層完全なる規定を設けんか、必要の場合に於て右と同一の方法を他官省に適用すること敢て不都合なきが如しと雖も、各款項の費額に嚴密なる制限を加ふるは、事疑ひもなく無用の支出を途絶するの一手段と謂ふべし。若し夫れ豫備金を設けて獨り政府の責任を以て之れを使用するを許し、次ぎの財政年度に於て之れを補充せしむるが如き制度は支出超過に非常の注意を喚起するものなるが故に、恐らくは善美の制度たるを失はざるべし。

第四節 收支を精密に平均せしむるの困難と時々意外の要求に應ずるの必要あるとは勢ひ豫算に缺くべからざる統一を損傷するの傾きあり。蓋し近代の國家機關の如き極めて複雑なる機關を實際管理するに當りては計算の錯誤と豫

測すべからざる不時の要求に終始遭遇するは勢ひ免かれざる所なり。是れ即ち英國の習慣法が追加豫算(Supplemental estimate)なるものを設けて特別の支出に應ずる所以なり。此の方法は各年の會計を迅速に決算するの規定と流用嚴禁との爲め屢々依頼されたる方法なるにも拘はらず、有力なる學者の見解によれば財政上の一大害物なるが如し。今其の然る所以を索ぬるに苟くも豫算に對する國會の監督をして有効ならしめんと欲せば年度内の收支を一括して一豫算として下院に提出せしめざるべからず。彼の屢々追加支出に訴ふるが如きは縱し豫算の統一を全然破壊し去るにあらずとすも、少なくとも之れが價值を全く棄却するの制度なりと謂ふべし。是れ即ち此の制度は効驗を害せざる限り最も狹隘の範圍内に制限せざるべからざる所以にして、抑も亦英國は爾かく之れを制限するを以て其の一定の財政策となす所以なり。

夫れ然り然るに或場合に於ては所要の金額は政府の處分權内に在る資金を遙かに超過するか若くは其の額全く不定なることあり。彼の戦争の場合の如きは即ち之にして抑も斯くの如き場合に於ては國債發行の協賛を求むると昔ねく一般

に認められたる便法なり。此方法は固より豫算の統一を破るものなりと雖も、
 些の危険をも踏むことなくして能く支出の權力を政府に與へ且つ國會の監督權
 を充分確保するものとす。要するに財政管理上の法規は須らく斯かる危機に應
 ずるに足る充分の餘地を存せざるべからず。而して彼の別途支出法は右の場合
 に應ずるには最も適切の方法なりと謂ふべし。
 他の諸邦國に於ては英國と同様の制限を守らざるものゝ如し。國會の開かるゝ
 や必ず追加豫算案の議題に上るを常とするは余輩北米合衆國に付て聞知する所
 なり。佛國に於ける追加支出額は一千八百七十九年より八十五年に至る七年間
 に於て總計六千六百二十万磅の巨額に上れり。彼の白耳義普魯西將た伊太利の
 如きも豫算修正の名を以て亦不當に追加豫算を加ふるを見る。左れば適當なる
 豫算制度と共に此點に對する適當の注意を保全するには長星霜間の憲法上の習
 練を積むにあらざれば能はざるが如し。加之豫算の統一は他の方法に於て又破
 られ得べし。蓋し完全なる立法上の監督權を保持せんと欲せば一切の歳出歳入
 を年々議決せざるべからざるの必要あるが如しと雖も實際より之れを云へば此

事たるや毫も必要の件にあらざると共に又毫も望ましき事にあらず。苟くも歳
 出の要部にして國會の決議を経資金を支出する方法にして嚴密なる法律上の
 規定に基づく以上は或種の費目を取りて確定の歳出となすも何等の危険あるを
 見ず。即ち或種の費目就中公債の利子司法官の俸給の如きは全く黨争の外に置
 くを正當とす。又一般の收入制度の如きも年々變更するを爲さずして多く永久
 の法律を以て之を確定するを至便とす。以上は英國常定基金(Consolidated Fund)の
 本義にして永久法律の規定に基づき収入の大部は此基金に屬せしめたり。而し
 て歳出の三分の一は之れより支出するを常とす。

確定の永久的歳出歳入と普通の一年的歳出歳入との此區別は數多の點に於て甚
 なる有用の區別なり。第一此區別は既に大に煩雜を極むる支出調査事務に省略を
 加へ而かも絕對的に必要なる一切の經費を常定基金より支出するものとなして
 更らに大に此事務に省略を加ふるものとす。第二不動の租税を變動定まりなき
 租税より區別するに與りて力あり。余輩の既に屢説せるが如く所得税なるも
 のは不時の要求に應ずべき有用の職務を盡くすものなるが故に正しく其の額變

動する一年的租税に属す。彼の海關税の或もの即ち茶税の如き亦然り。其の理由は甚だ異なるも獨逸帝國の海軍費は又七年間一定せられ年々討議に附せらるゝことなし。此制度に因りて帝國政府は國會の掣肘を免かる。獨逸諸小國の或ものは二年計豫算を有し、又彼のヘッセの如く三年計豫算を有するものあり。斯くの如き制度は活潑なる立憲政治を有せる所の邦國に於ては決して生起し得ざるものなるは勿論、民權の伸張するに従ひて次第に廢滅に歸すべきものなり。

或部分の歳入歳出を常定するの制度は必ずしも豫算統一の原則に背反するものにはならず。而して英國に於ては年々の財政説明書英國にては之に一切の歳入歳出の項目并に國債の増減を掲ぐ。常定基金より支出する經費は一定し居り、歳計の見積書は即ち其の他の經費に關する報道に併するものなり。而して所謂供給委員會(Committee of supply)若くは方法委員會(Committee of ways and means)の決議は其年度の豫算法の基礎となり、或意味に於て言へば既存の法律と相合してこゝに法律を補充するものなり。既存の法律と相合してこゝに廣義に所謂豫算を成す。

雖つて他の諸邦國を顧みるに英國制度を一層形式的に採用し、豫算は法律なりとの點に強く重きを置けり。夫れ然り、然りと雖も習慣法と習慣とが明確なる憲法上の規定よりも概して優れるは英國の財政と大陸各國の財政とを對照すれば明白なるものあらん。

第五節 英國に於ける財政管理の一般に効力多きは主として余輩の前章に述べたる豫算制度の特質に職由す。其の特質とは果して何ぞや。他なし、各財政年度の末日を以て計算を終結すると是れなり。詳言すれば支出せる實額のみを經費中に入れて一切の計算を三月三十一日に終結し、其の以後の支出は新に國會の決議を経ざるべからず。又其の年度に屬すべき租税收入のみを收入に入れ收受せざるものは總て次年度の豫算に繰り入るゝこと即ち是れなり。此制度は計算の精確と之れを提出するの容易なることを確保するものなるが故に隨つて各年度の終りに於て速かに決算を提出するを得せしむるものなり。右の結果は大藏大臣をして其の豫計説明書に於て將さに終らんとする現年度の結果と將さに來らんとする次年度の見込とを充分論ぜしむるに至る。要するに右の制度に因

れば財政の状勢は年度の終りに於て明白に知らるゝが故に報告を改竄する如き必要生ぜざるなり。

彼の収入の未だ收受せざるもの支出の未だ拂出さるるものをも計算して之を決算に表はす所の佛國制度は一見完全なるの觀あり。何んとなれば此制度は一財政年度に於て生ぜる總ての結果を表示すればなり。然りと雖も此方法は遅延の批難を免かれず。凡そ批評をして有効ならしめんと欲せば須らく之れを迅速に爲さるべからず。一千八百八十年度の佛國の豫算は之れに關する決算提出の日たる一千八百八十三年三月に於て果して國會の注意を喚起するを得るか否な決して之れを喚起するを得ざるべし。何んとなれば此日は國會が新たに恰度提出されたる一千八百八十四年度豫算の調査に焦慮しつゝある日なるを以てなり。かく久しき前に経過せる過去の事柄が精密に調査せらるゝは到底望み得べからざる所なるを以て縱し多少不正確の嫌ありとするも迅速なる計算法を採用するは策の最も宜しきを得たるものなり。然るを現んや佛國制度が精密の點に於て果して英國制度に於て優れるや否やに至りても亦大に疑ふべきものあるに於て

をや。且歳入の殘額は全額の一小部分に過ぎず。小部分の小平均に於て稍、精確を保たんが爲めに徒らに時日を延引して總計算を曖昧の間に沒了するは豈愚ならずや。是れ即ち伊太利、獨逸の二國が此の點に於て佛國よりは寧ろ英國に模倣せるを見るも少しも怪しむに足らざる所以なり。

第六節 以上余輩は財政に關する立法の手續に付て論究せり。請ふ是れより進みて國庫金の支出を認可し、且つ是が適否を検査する所の機關に付て聊か論究する所あらんとす。今夫れ豫算調製と議決に關する規定が如何に完備なりとするも其の支出が立法部の決議と果して一致するや否やを吟味する適當の機關之れなき以上は良法も全く無用に歸すべし。而して納稅者の囊中より收入を國庫に徵收する手續に付ては余輩既に前章に之を述べたり。只茲に一事の以て論究せざるべからざるは右徵收されたる公共收入が如何にして其の正當の目的に使用さるゝやの手續に在り。英國に於ける支拂監督權は始め出納院に屬したりしが歳出入額の増加するに従ひて此制度は不完全のものとなり、計算は多年遅延せられ巨額の經費は濫用さるゝの結果を生ずるに至りたりき。計算の検査は尙

は一層不考分を免かれずして、一方には多額の資金が徒らに出納院に保有さるゝと共に一方には各支出部は未使用の遊金を保有するを常としたりき。パルク始めて此弊害の矯正案を立て一千七百八十五年ピット會計検査院を設置して之れを實際に應用せり。

更らに新たなる濫用は長き戦争時代に生ずるを免かれざりしが故に、又更に検査法の改正を促がせり。此改正案に因りて出納院は會計機關たるを廢止され一層良好なる會計制度の採用を見るに至りたりき。然るに検査委員會分置制は更らに大に監督検査機關の弱點を表はしたり。是に於てか最後の改正として一千八百六十二年會計委員 (committee of public account) なるものを任命し、更らに一千八百六十六年に於て監督検査長官 (Comptroller and auditor-general) なる職を設けて支出の監督と會計の検査との兩務を總攬せしむるに至りたり。

現行の制度は収入が適法に又適當に使用することに対して有力なる保障を供するものなり。蓋し収入部の徴收せる収入は總て國庫即ち英蘭銀行に送り銀行をして監督検査長官の計算を以て之れを保管せしむ。而して凡て支拂をなすには

左の手續を踏まざるべからず。第一國庫は法律に準據して監督長官に要求書を發すること、第二監督長官は該要求書が果して法律の條項と一致するや否やを踏査し之れに一致せるを認めたる上にて直ちに認可狀を發すること、第三國庫は右認可狀を得たる特定の金額を特定の費途に向つて監督長官の計算より支拂長官の計算に移すべき旨英蘭銀行に命令すること是れなり。要するに英蘭銀行は徴收せる収入の唯一保管所にして而して監督長官の命令は其の金庫を閉閉する唯一鑰鍵なりと謂ふべし。

轉つて佛國を顧みるに支拂は地方支金庫の存在に因りて大に影響さるゝを見る。蓋し經費は此等の支金庫より直接に支拂はるゝと共に其の長官たるものは自ら保管する公金に因りて利益を得るの實況あり。固より支拂に對する責任は之れを要求する所の官廳と大藏省とに歸するを常とす。而して多數の財政家が監督制度を有効ならしむるに努めたるにも拘はらず、今日に至るも尙ほ此制度の不完全を免かれざる所以のものは外部より支出を監督する所の機關一として具備せざるに職由すと謂ふべし。

伊太利の制度は英國の制度に倣ひ會計院(Court of account)よりの認可なき以上は國庫より支拂を爲すを許さずとなす。又普國の國庫監査官(Controllers of the treasury)は該國に於て伊國會計院長と同一の職務を取る。

第七節

支出の監督と相並んで必要なるは會計の検査なり。今夫れ支拂の監督を如何に嚴にするも其の使途を明示せる資金にして後他の使途に濫用するが如きあらば殆んど何等の効用もなかるべし。此危険を豫防するが爲めに英國に於ては監督検査長官に管掌せしむるに他の一職務を以てし彼の舊時の出納院の不充分なる検査を掌せしむる會計検査院(Board of audit)に屬せる事務は擧げて之れを彼れの管掌に移つせり。監督検査長官の検査事務は之れを分つて左の二種となす。第一は計算の検査にして第二は適用の検査即ち資金の用法が國會の指示せる所に一致するや否やを検査すること即ち是れなり。

右第二の検査事務は一千八百三十二年に於て始めて海軍省に適用されたりしが一千八百四十六年に於ては陸軍省にも適用されることとなり、一千八百六十六年に至り終に普れく一般に適用されることとなり。検査長官は其の自ら發見せ

る所の不都合を明示して検査の結果を一定の期日内に於て國會に報告するの責を負ひ、決算委員會は最後の審査者として更らに之れに對して綿密なる検査を行なふ。斯くの如き制度の下に於ては些細なる過失と些細なる不當の支拂とは經し或は看過されることなきを保せずとするも、豫算の明示せる支出線を甚だしく離脱せるものに至りては一として検査官の眼光を免かるを得ず。然りと雖も此制度には左の如き二弱點あるを記憶せざるべからず。一は即ち検査長官は單に一の行政官に過ぎざることにして二は即ち検査官の服務に對する充分の制裁一として之れあるなく、唯彼等に負はしむるに其の検査の結果と其の發見せる誤點とを國會に報告せしむるの責を以てするに過ぎざること是れなり。

會計検査に關しては北米合衆國は遙かに英國に先驅せるものにして一千八百四十年に於て早く既に經費委員會(Committee on public expenditure)なるものを設け、其の後之に繼へず各省の經費に對する他の委員會を加へたり。然れども簿記法の不完全なるも信用の過大に擴張せられたるとは資金の濫用を容易に發見するを得ざらしめ、純然たる不法の支出も多くは委員會の眼光を免かれたりき。且つ又財

政管理に於ける不統一は勢ひ會計法の紛雜を招き、因りて以て此器械的の検査制度に至るまでも其の影響を及ぼせるを見る。

佛國に於ては財政の監督權を會計検査院(cour des comptes)と稱する獨立の一官衙に附與す。該官衙は司法上の手續を以て會計を調査すると共に苟くも豫算法に背戻せるものを發見せば一々之れを國會に報告するを掌どる。右第一の職權は一千八百七年該官衙創設の當時ナポレオン一世の附與せる所に於て、而して第二の職權は一千八百三十一年に於て附與せられたり。右二職權は英國の監督検査長官の二職權と略ぼ同一なるも佛國の検査院は縱令卓然獨立の轉面と維持するにあらざるとするも名義上全く獨立なる司法官衙にして決して行政官衙にあらざり。之れ英國制度と大に趣きを異にする所なり。若し夫れ佛國検査制度にして各省の内部の検査を廢にするると共に併せて立法部の終局の監督を密にするに於ては大に其の面目を一新すること殆んど疑ひなかるべし。

他の大陸諸國は概ね佛國の模範を採れりと雖も又英國の模範に基きて有用の折衷を加へたり。即ち普國の會計検査院(court of account)^{Rechnungskammer}は直接に検査をなすの權を

有し、彼の佛國に於けるが如く獨り回附されたる書類の検査のみに限らるゝが如きことなし。検査院長の地位は恰かも英國監督検査長官の地位と同じく、而して其の検査の手續は往々行政上の手續に近し。他の諸國は會計検査院に附與するに貨幣の支出に對する監督權を以てし、且つ此職權の及ぶ範圍を一層擴張せり。夫れ斯くの如く會計検査制度は國に因りて大に面目を異にすと雖も、此事たるや下の一般の眞理を動かすに足らず。何をか一般の眞理と云ふや。他なし、各文明國に於ては皆既に相當の検査制度を確立せるが只餘す所は此制度をして有効ならしむるに必要なる正當なる立憲的威情の立法部に存することありと云ふこと是れなり。

第八節 會計の検査を行なひ會計果して法律に適合すと決定せば其れにて一財政年度に關する手續茲に全く終了を告ぐるものとす。終りに臨み重複を厭はず茲に痛言せざるべからざるもの只一あり。他なし、臣民の方に達眼なる注意なければ到底財政の良善を期すること能はずと云ふこと即ち是れなり。豫算法の規定は固より行政を控制して或範圍以外に超越せざらしむるの効力あるに

相違なきも、然かも行政官をして支出に盡み、租税を公平に及收入多からしめ、且つ
收支の平均を適當に維持せしむるは活潑進見なる社會の輿論の刺激ある場合に
あらずんば到底之れを見るを得べしからざるなり。

財政學完

明治四十一年五月廿一日印刷
明治四十一年五月廿一日發行

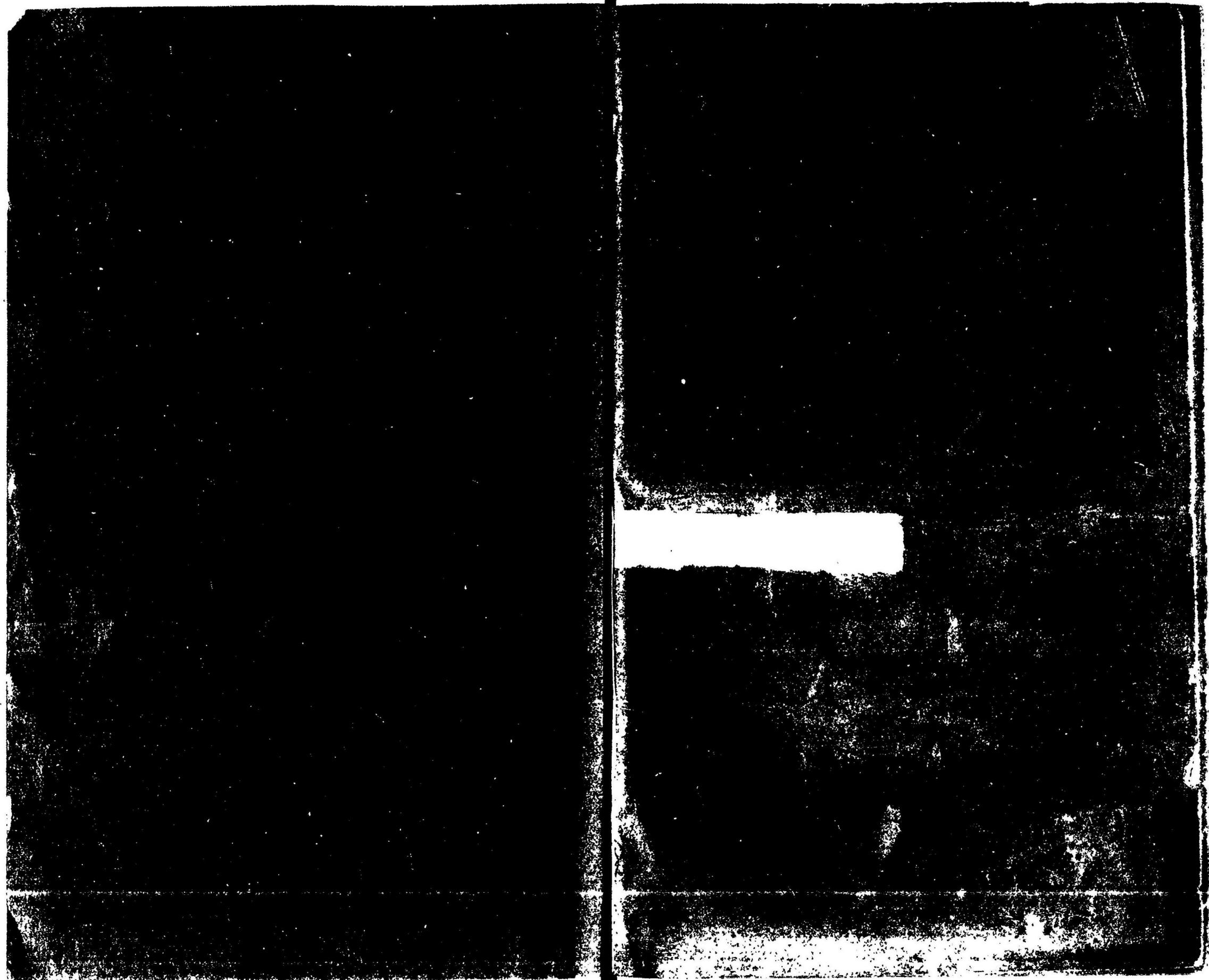


譯者	井上辰九郎
譯者	高野岩三郎
發行者	荒川信賢
印刷者	大鳥居 奔三
印刷所	日清印刷株式會社

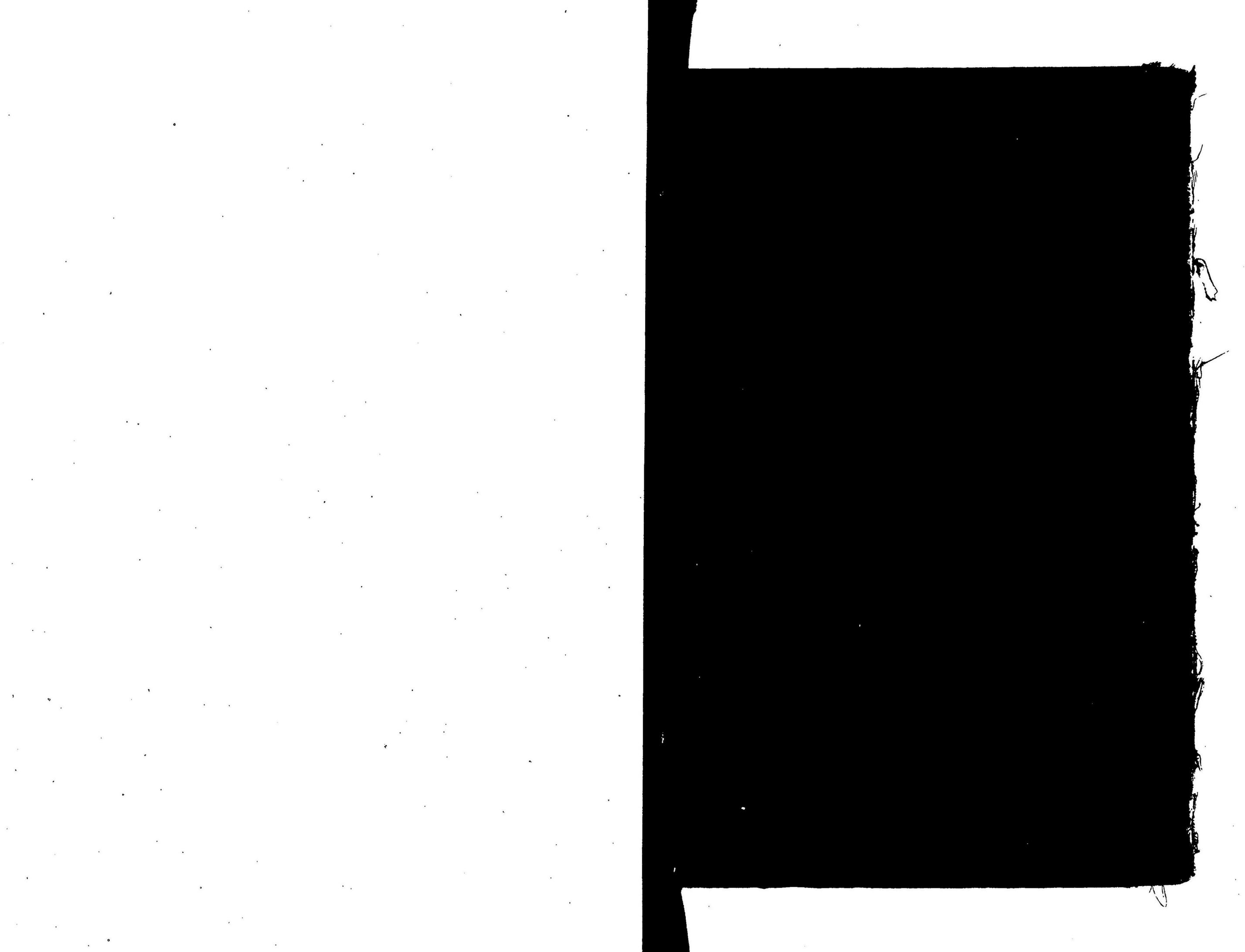
東京市牛込區早稻田

發行所

早稻田大學出版部
電話番町三七四番



91
167



91
167

(M)

040592-000-0

91-167

財政学

井上 辰九郎

高野 岩三郎 / 訳

M41.5

BDE-0219



